

招集期日 平成22年10月20日(水曜日) 第6日

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階全員協議会室

開 会 10月20日(水曜日)午前 9時27分

延 会 10月20日(水曜日)午後 4時24分

出席委員 委員長 宮岡治郎 副委員長 永澤美恵子
委員 安道佳子 委員 吉澤かつら
委員 金澤秀信 委員 山本秀和
委員 横田淳一 委員 小島清人
委員 野口哲次

欠席委員 なし

説明のため出席した職員 市民部長 健康福祉センター所長
教育総務部長 生涯学習部長 関係職員

委員会に出席した事務局職員 原 篤 秀 男 玉 井 栄 治
沼 井 俊 明 佐 藤 大 輔
高 橋 佐 知 子

△ 開議の宣告（午前 9時27分）

委員長 ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

日程に従い、本日は議案第88号 平成21年度入間市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち福祉教育常任委員会所管のものについて審査を行います。

まず、健康福祉センター所管のものについて担当課長より順次説明を求めます。

組織順に担当課長より簡潔に説明願います。

最初に、健康管理課所管のものについて。

健康管理課長 おはようございます。それでは、健康管理課所管の平成21年度決算概要について説明いたします。

健康管理課は健康福祉センターの管理運営、夜間診療所管理運営事業及び生活習慣病対策事業などの事業を実施し、平成21年度につきましては幾つかの新たな事業に取り組んでまいりましたので、新たな部分を中心にご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明させていただきます。歳入決算事項別明細書37ページの款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金のうち節1保健衛生費補助金のうち備考欄11疾病予防対策事業費等補助金2,174万8,000円は、平成21年度新規事業

の女性特有のがん検診実施に伴う国の補助金で、子宮頸がん及び乳がん検診の委託料及び事務費に対し10分の10が交付されたものです。

次に、51ページ、款16県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金のうち備考欄24新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時交付金558万2,000円は、昨年度流行いたしました新型インフルエンザワクチン接種のうち、低所得者の新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業に対する補助金で、接種費用の4分の3が交付されたものです。

次に、71ページ、款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節4雑入のうち備考欄23夜間診療所利用者徴収金2,643万3,514円は、平成21年度から狭山市と共同で1週間を通じた夜間の初期救急を実施し、入間市は従来の日・日に加え、月・木に診療日を拡大し、さらに新型インフルエンザの大流行の影響で患者数が増加いたしましたことにより、昨年度と比べ1,738万5,358円の増収となりました。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

初めに、歳出決算事項別明細書138、139ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目5健康福祉センター費のうち大事業、夜間診療所管理運営事業の2,609万6,629円につきましては、平成20年度に比べ1,339万3,899円の増加となりました。

これは歳入で説明をさせていただきましたとおり、平成21年度は診療日の拡大、さらには新型インフルエンザの大流行等により

3,223人ものがん患者が受診したことによる経費増で、新型インフルエンザ流行のピーク時には一晩で55人の患者が受診したこともあり、診療が深夜に及ぶこともありましたが、医師会の先生方も多大なるご理解とご協力をいただき、医師とスタッフを2名体制に強化するなど運営上大きな問題も発生せず実施することができました。

次に、140、141ページお願いします。款4衛生費、項1保健衛生費、目6予備費のうち大事業、生活習慣病対策事業、中事業、健康診断事業費2億825万9,944円は、生活習慣病の予防及び疾病の早期発見を目的に実施する各種検診事業に必要な経費で、21年度は子宮頸がん検診及び乳がん検診の受診率向上のため、国の女性特有のがん検診推進事業実施要綱に基づきそれぞれの検診の節目年齢対象者全員に無料クーポン券と検診手帳を配布し、実施した結果、このクーポン券を利用して1,028人の方が子宮がん検診を、1,098人の方が乳がん検診を受診いたしました。検診全体としては、検診制度の改正により受診率が平成20年度に一たん低下しましたが、関連部門との連携により情報を一括して送付するなど一体的な周知に努め、受診率が向上してまいりました。

続きまして、同予防費のうち大事業、予防事業、中事業、高齢者予防接種事業4,747万2,824円は、高齢者に対し、従来の季節性インフルエンザの予防接種に加え、平成21年度から新たに高齢者の肺炎球菌による肺炎の罹患を防止するため、肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の一部を助成いたしました。初年度は1,460人の

高齢者が助成を受け、接種いたしました。今後、さらに接種者がふえるよう啓発や情報提供を行いたいと思います。

最後に、同予防費のうち大事業、予防事業、中事業、新型インフルエンザワクチン接種助成事業869万8,562円は、平成21年度8月から流行が始まりました新型インフルエンザワクチンに対する予防接種費用の助成事業で、国の要綱に基づき低所得者に対してワクチン接種費用の全額を助成し、ワクチン接種に係る経済的負担の軽減を図りました。また、低所得者以外で2回接種の必要があるものに対し、2回目の接種費用の全額を市単独で行ったものです。

以上が平成21年度の健康管理課所管の決算概要でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

委員長 続いて、親子支援課所管のものについて。

親子支援課長 よろしくお願します。親子支援課所管の決算概要についてご説明申し上げます。

親子支援課は、乳幼児の予防接種、母子保健事業及び発達支援事業を行っております。平成21年度に予定した事業は、おおむね成し遂げられたものと考えております。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。事項別明細書50、51ページをお開きいただきたいと思います。款16県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金のうち備考欄23妊婦健康診査支援基金補助金1,661万5,000円は、妊婦健康診査の公費負担に対し新たに設けられた補助金であ

り、妊婦健康診査14回分のうち9回分に対し2分の1が交付されたものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。歳出決算事項別明細書140、141ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目6予防費、大事業、予防事業のうち中事業、乳幼児予防接種事業1億1,140万1,498円につきましては、予防接種法に基づき実施した予防接種の委託料が主なものでございます。予防接種につきましては、積極的な接種勧奨を図り、おおむね前年度を上回る接種者数となりました。

次に、同ページ下段の目7母子保健費の大事業、母子保健推進事業1,099万6,715円は、妊娠期における両親学級を初め育児不安や発育・発達に関する各種教室、相談、訪問事業等の経費及び予防接種や乳幼児健診等のデータ管理を行う母子保健システムを新たに更新した経費でございます。特に各種教室相談訪問事業では、前年度を上回る参加者があり、育児不安の解消等に努めることができました。

次に、大事業、妊婦乳幼児健診事業8,729万6,211円につきましては、妊婦健康診査及び3カ月児、1歳6カ月児、3歳児を対象にした健康診査の経費でございます。なお、妊婦健康診査の公費負担につきましては、妊婦健康診査を5回から14回にふやし、また超音波検査1回を実施したことから、妊婦の経済的負担の軽減を図ることができました。

次に、次ページ、142、143ページをお開きください。中段の目

8 健康福祉費のうち大事業、発達支援事業496万5,007円につきましては、発育、発達が気になりなお子さんや障害のあるお子さん及びその保護者に対する支援を行うための元気キッズ関係運営経費でございます。元気キッズでは、それぞれの子の特性に合わせた活動を行い、子供の成長を促すことができました。

以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

委員長 続いて、健康福祉課所管のものについて。

健康福祉課長 健康福祉課所管の決算概要についてご説明いたします。歳入よりご説明いたします。

歳入決算事項別明細書の24から25ページをお開きください。款14使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1保健衛生使用料のうち健康福祉課所管のものが備考欄4健康福祉センタートレーニング室使用料1,475万3,600円です。トレーニング室の個人利用に伴う使用であり、利用者は増加いたしました。前年度決算額に比べ7万8,700円の減額となりました。

次に、50から51ページをお開きください。款16県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金のうち備考欄25体育館等バリアフリー緊急整備事業補助金50万円は、障害者スポーツ大会等で使用する備品購入に対する補助金を受け入れたものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書の142から143ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、

目 8 健康福祉費のうち健康福祉課所管のものは、備考欄のうち健康づくり推進事業2,160万9,830円と、地域福祉推進事業326万283円です。健康づくり推進事業は、トレーニング室の管理運営に伴う委託料、トレーニング機器等の借上料、その他各種健康教室の実施に係る経費及び第7回健康福祉センターまつりへの補助金が主なものです。トレーニング室につきましては7万8,420人の利用があり、高齢者の利用割合が増加しております。また、疾患や障害のある方についても、医療機関との連携により個々の状態に合わせ利用いただいております。

健康増進を目的として実施した健康教室は、生活習慣病の予防と改善を図るための知識と行動を身につける血管若返り教室など26教室を延べ99回開催し、延べ2,938人の参加がありました。市民みずからが健康づくりに関心を持ち、具体的なきっかけづくりを行うことができるよう多様な事業を実施いたしました。また、市民と行政の協働による第7回健康福祉センターまつりについては、約5,500人の来場者がありました。健康づくりネットワーク構築事業につきましては、宮寺、二本木地区における健康づくりネットワーク組織構築のため、同地区での健康意識の向上を図りました。また、平成21年度は東金子地区において事業を実施し、健康づくりマネジャー養成講座の修了者による団体が立ち上がりました。

次に、地域福祉推進事業につきましては、各種相談事業に伴う報償費及び音響編集機器及び点訳機器等の賃借料、県補助金に対

応した備品購入費が主なものです。各種相談事業につきましては、専門医による心の健康相談、リハビリテーション相談、精神保健相談、生活支援相談などを実施し、心と体に関する相談をお受けしました。本人はもとより、ご家族のケアをすることができました。

以上が健康福祉課所管の決算概要です。

委員長 これより健康福祉センター所管のものについての質疑に入ります。

まず、歳入の款14使用料及び手数料、款15国庫支出金、款16県支出金、款21諸収入について質疑を願います。

金澤委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

ちょっと歳入歳出にまたがる話なので恐縮なのですが、款16県支出金、決算事項別明細書、51ページにあった25番体育館等バリアフリー緊急整備事業補助金50万円の、これどこに充てられたかがちょっと説明がざっくりとしていたので、もうちょっと説明をしていただけますか。

健康福祉課長 この県補助金につきましては、体育館等バリアフリーとなっておりますけれども、障害者のスポーツに関する備品購入費についても、今回は補正対応させていただいたのですけれども、備品購入費をまず第一に補助として出すというような県の通知がございました。それに伴いまして、当然健康福祉課につきましては障害者スポーツ大会あるいはフライングディスク大会等を行っておりますので、それに伴うフライングディスクの的当てのフライン

グ Getter とか、あるいはフライングディスクを飛ばしてこういう枠に入れるようなものがあるのですけれども、そういうものを購入させていただきました。

金澤委員 はい、わかりました。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ、次に歳出についての質疑に入ります。

以降は歳出に関連する歳入の質疑についても許可いたします。

まず、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目5 健康福祉センター費、目6 予防費、目7 母子保健費、目8 健康福祉費についての質疑をお願いします。

安道委員 報告書115ページ、それから決算書のほうでは138、139ページになります。夜間診療所管理運営事業についてお聞きしたいと思います。

〔(健康管理課じゃないの) という人あり〕

委員長 歳出全部です。

安道委員 済みません。続けます。平成21年度からは狭山市との協同で1週間、夜間を通しての初期救急医療体制が整備されたということで、本当にこの点については市民の健康を守るという点で本当によかったと思います。1日当たりの患者数も、平均しますと、ここで示されている1日当たり5人からふえてきているというふうなことで報告されています。先ほどのお話でも、ピーク時には一

晩で55人と深夜までかかったというふうなこともあって、ちょうど新型インフルエンザが流行したときに1週間通して始まったというの本当によかったと思うのですが、ここに示されている資料ですと、日、月、木、土はこれは入間の分ということになるかと思うのですが、狭山に対しては入間のほうからどのぐらい行ったのでしょうか。これ数字は把握されているのでしょうか。

健康管理課長 入間市民が狭山市に行かれた人数につきましては、平成21年度につきましては443名ということで報告をいただいております。

安道委員 そうしますと、やっぱり入間のほうがきっと中心、入間のときのほうが多く行っているのだらうと思うのですけれども、ピーク時55人というふうなことで、これは曜日で示されていますけれども、月当たりですとピークになった月、あるいはどのぐらいそういった状況が続いたのかというのが示されていないのですが、どのようなになっていますでしょうか。

健康管理課長 平成21年度で月当たりの人数どのくらいからふえていったかということになるかと思えますけれども、やはり新型インフルエンザの流行が8月ごろから始まっております。それによって、8月が190人ということなのですが、9月に入って300人中284人ということになりまして、徐々に増加していきまして、ピークが11月で596人、それから減に転じまして12月が330人、1月が288人ということで、2月に入りますと通常大体百六、七十人なのですが、2月に176人ということで戻ってきたというような状況でございます。

ました。

安道委員 そうしますと、この10月、11月、12月あたりが本当に大変な状況だったのだらうと思うのですけれども、この深夜にまで至るようなケースというのはどのぐらいあったのですか。といいますか、ごめんなさい。聞き直します。済みません。

10時30分が終了になっているわけですが、この10時30分を超えるような状況というのはどのぐらいあったのか。

健康管理課長 日数はちょっと今把握できておりませんが、時間外勤務手当といいますか、それを医師またはスタッフにお出しした時間数が24.5時間ということになっております。

安道委員 この先生を急遽2名体制というのは、これはどのぐらいあったのでしょうか。

健康管理課長 これは平成21年度は11月15日から12月27日の間の日曜日と休日8日間について2名体制で行っていただきました。

安道委員 この表で見ましても、日曜日などは本当に多くなっている。日曜、土曜が多いのだなと、集中しているなというふうなことも見えてきたわけですが、スタートとして早速こういうふうな状況ということで、やっぱりこれは本当に市民が必要としていたのだなということが数字上からも見えてきたわけなのですけれども、今回、この10時30分で区切っているわけですが、これをさらに時間を拡大させていくということも課題になってくるかと思うのですが、この点は検討されていますでしょうか。平成21年度の状況から見て検討されているかどうか。

健康管理課長 昨年度の新型インフルエンザの流行につきましては、患者がいなくなるまでこのような医師会の協力いただいて診察を行って、結果、深夜に及ぶまで診察をしていただいたという状況ありました。しかしながら、通常につきましては、この統計でいきますと9時台までに約9割強の方が受診をしているということ、また7時半から10時半というのは、受け付け時間ということで患者さんが受け付けを終われば診療は行っているという状況でございますので、現状では時間の延長というのは考えていないということでございます。

安道委員 そうしますと、ことしも新型インフルエンザ等々やっぱり懸念されるわけですよね。それに対する体制という点ではどんなことを検討されているのかお願いします。

健康管理課長 去年も状況に応じて医師会の夜間診療所の担当の先生が何名かおまして、随時検討させていただいて、去年の場合は控室を診察室にして、そこにベッドを持ち込んでやっていただくというような形で臨機応変に医師会の先生の意見をお伺いしながらやってきたということもございますので、今後につきましてもそのような形で対応していきたいというふうに考えております。

小島委員 報告書の115ページの夜間診療所の中で、初期救急患者の診療を目的として7時から10時半まで行っているというふうに解釈しますが、この場合には、救急車等で搬送されたりするような患者さんはいないと思うのですが、そういう場合があったかどうか、まずそれをお答えいただきたいと思います。

健康管理課長 救急車で直接見えるという方はいらっしゃる。初期救急ということで。

小島委員 それで、次の質問ですが、そういう場合、では逆にこの初診のところだと、ある程度の病気の判断等治療はできますけれども、重度の患者さん、それとその他に肺炎を併発したりそういう場合に関してはどのような対処をここでできるか。できなかった場合には、どういう体制をしいて、どのような判断をもって、基準をもって次の医療に関して行っているのか、それについてお答えいただきたいと思います。

健康管理課長 今のご質問、夜間診療所に見えたときに、初期救急でおいでになられて、診察をしたところ、ご本人が考えられているより重かったとか、そこで調子が悪くなってしまったとかという方の対処ということだと思っておりますが、それは後送病院にどのようにしてつなげていくかということなのですが、夜間診療所の場合、登録して市内の医師会の先生たちが輪番で来ていただいております。36名おりますので、その先生が見立てで、医師の判断でその先生のつなげやすいところというのがそれぞれあると思います。そこへ送ることもございますし、大人の場合は、所沢地区の輪番病院というのが13病院ありまして、入間市の場合、原田病院と第一病院が輪番病院、そのほかにもまだ11エリア内にはありますので、そこへつなげていくということになりますし、小児の場合は、入間市がやっている日、月、木、土につきましては、小児の輪番病院が木曜日に西埼玉中央病院ということになっておりまして…

…

〔(国立) と言う人あり〕

健康管理課長 国立です。独立行政法人というのですか、なっております。

あと3日間は一応輪番ということでは、今現状では抜けているわけなのですが、そこにつきましてはやはり先生の紹介できるところと、あと主に防衛医大と埼玉医大のほうへ後送病院として送っているのが主です。

小島委員 ありがとうございます。

金澤委員 報告書115ページの夜間診療所の報告書を見させていただくと、まず決算額2,609万6,629円から主な支出項目の委託料2,242万8,187円を引くと、その差額が366万8,442円になるのです。同じように平成20年度の決算額と委託料の差額というのはわずか86万8,915円でしかないのです。そうすると、この決算額と委託料の差額でいろんな諸費用が入って発生していると思うのですが、その差額が86万円から360万円にふえた理由というものをお示しいただきたいと思います。

健康管理課長 主なものといたしましては、今回、新型インフルエンザということで患者さんがとてもふえました。その新型インフルエンザの方に関しては、新型というかインフルエンザです。検査キット、検査をして、それからまた医薬材料、タミフルを処方することで、医薬材料費が主なものと、あとは先ほどちょっと申し上げましたけれども、診療室を2つにするときに、ベッドとか、こういう鏡とか、基本の一式です。それを道具というのですか、

ツールを購入したということが主なものでございます。医薬材料費とそのツールでございます。

金澤委員 検査キットの購入費にも充てられたという話ですが、これはどれぐらい残ったものなのですか。それとも多目に買ったのか、それとも随時補充していくような形で買われているのか。現在、例えばそれが残っていて、平成22年度も使っているのか、どんな状況でしょうか。

健康管理課長 これが爆発的に流行いたしましたもので、なかなか注文が追いつかないというふうな状況がありまして、随時買い足してきました。検査キットにつきましては、1年間使用期限、大体1年から3年……

〔(数年) と言う人あり〕

健康管理課長 1年から数年ということで、入ってくるものも丸々使用期限があるものとは限らないので、その期限に合わせて、まだ残っているものもでございます。

金澤委員 例えば、ことしの冬の大流行をある程度予想して、昨年度と比べて早目にこの検査キットの購入の手配を打つとかという、今年度以降の対策というのに生かされているのでしょうか。

健康管理課長 先ほどのあれですけれども、消費期限の関係と、あと今年度どの程度というのがちょっとなかなか予測がつかない部分もありますが、現在、急にブレイクするというようなことがなければ大丈夫な量は確保してございます。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 夜間診療所については結構です。

小島委員 報告書124ページの親子支援課の款4 衛生費、項1 保健衛生費、目7 母子健康費の中で、最後の文のほうで健康診査の未受診者に対しては、保健師や主任児童委員が家庭を訪問し、受診の勧奨と共に、必要に応じた支援を行ったとありますが、未受診者の乳幼児のすべてについて、健康状態または家庭環境などの把握などは行っているのでしょうか。

委員長 親子支援課長。

親子支援課長 乳幼児の健診、3歳児健診、1歳6カ月児健診、3カ月健診がございますけれども、そこで未受診であった者につきましては、まず当初、健康カレンダーで周知をして、その後、健診の日が近くなりましたらはがきで、ご都合も悪くなると思いますので、3回ほど日程を書いてその方にお渡しして、受診に来てくださいねというようなことをお願いをしています。なおかつ、そこからかの形で受診ができなかった方に関しては、2回ぐらい見送らせて、要は3回お知らせしてありますので、その段階で来ていない場合には、督促のおはがきを出して、あと健康状況のチェックをするような形のアンケートも出しております。

最終的にどうしてもそれでも来れなかった場合には、またさらに2回見送った段階で、今度は主任児童委員さんに直接案内のおはがきを戸別訪問をして届けていくというような形で訪問に移っていくという形になります。最終的にそこでもなかなか会えない場合には、今度は保健師のほうが伺っていくというような流れで

勸奨をしてっております。おおむね受診のほうができていますと
考えております。

小島委員 それと、健康福祉センターの施設管理運営費の中で維持管理費
が平成20年と比較して900万円ぐらい減少しておりますが、その
理由があるのでしょうか。

〔(何ページ) という人あり〕

委員長 示してください、資料を。

小島委員 事項別明細書139ページの目5の中の備考の中の施設管理運営
費、維持管理費のところなのですが。

健康管理課長 その主なものにつきましては、施設管理運営費の維持管理
費委託料が大きな部分を占めてございます。それがその中で640万
円ほど減少してございます。これにつきましては、管理業務委託
につきましては7社による見積もり合わせを行いまして、この見
積もり合わせの選定に当たりましては、前年度の見積額が一番高
いところなどを外したりして、新たな業者を入れたりして行って
いるわけですが、結果として大幅な委託料の減となったというこ
となのですが、主な原因といたしましては、現在の厳しい社会情
勢の中、各社の過当競争と申しますか、そのようなものがあって、
それに残るためにぎりぎりの企業努力をされたのかなというふう
に考えております。

小島委員 ありがとうございます。

委員長 次に、事項別明細書143ページ、報告書の126ページの健康福祉
費の中で健康づくり推進事業の中の主な支出項目の中で、トレ-

ニング室管理運營業務委託費1,360万8,000円という支出がございますが、その内訳、どういうものに使っているのかということがあればお答えいただきたいと思います。

健康福祉課長 これらにつきましては、当課で管理しておりますトレーニング室、そちらの委託料ということになっております。内容的には委託期間が4月1日から翌年3月31日までということで、委託時間が月曜から土曜が午前8時45分から午後10時15分、これは申しわけありません。月曜日から土曜日と、祝日及び休日がある時間帯になっております。日曜日につきましては、午前8時45分から午後5時15分ということになっております。それで主任指導員とあと指導員、この2名体制で管理運営をさせる。

委員長 2人ですね。

健康福祉課長 2人です。各1名で2人です。その委託料ということになっています。

小島委員 そうしますと、この(2)の健康増進機器賃貸借料は別に予算としてとってあるというふうに見てよろしいわけですね、この400万9,132円というのは。

健康福祉課長 はい、そのとおりです。

小島委員 そうしますと、その2人の方のトレーニング室の管理費ということで、職員の方はこの中に入っていないのでしょうか。

健康福祉課長 その関係について、開設当初は平成15年の開室といいますが、トレーニング室始めたのですけれども、そのころについては職員が対応しておりました。しかし、平成20年度からおおむね全

面委託という形で委託しております。ただし、このトレーニング室を使用するに当たっては、まず初めに体力度測定というのをお受けいただきます。その方の体力とか、もし障害があると困りますので、それに合わせてトレーニングメニューをお教えする。そのための体力度測定なのですけれども、その測定については職員が1名出ております。職員を減らした理由というのは、当然健康づくりネットワークのほうに力を入れたいということで、そういう要因で委託にさせていただいております。

小島委員 これは常設時間ではなく、例えば器具を使う新しい会員になりたいという方が来たときだけ、この1名の方が上がってくるといふことでよろしいのでしょうか、考え方は。

健康福祉課長 体力度測定につきましては申し込み制になっておりまして、それでそのときに職員1名上がりまして、当然委託の業者も補助にはつくのですけれども、そのときに上がって指導しております。

小島委員 ありがとうございます。

金澤委員 まず、報告書114ページになります。健康福祉センター直行バス運行事業なのですが、これはあくまでも運行経費の補てんということで委託しているバス会社に対して払っていると思うのですが、このバスの請求明細についての検証というのはされているのでしょうか。

健康管理課長 請求につきまして、法定費用と、あと西武バスが国のほうに報告しているという内容の確認ということはいたしております

が、その個別、例えば人件費等につきまして、これが協定で結ばれた内容でございますので、これについて再度検討し直すとかということは今のところしていません。

金澤委員 これは、ていーろーどるときと同じような契約になっているのではないかと思うのですけれども、結局市民生活課さんでも私が一般質問で取り上げるまでは、燃費がどれだけかかっているのかわからない、人件費がどういうふうに払われているのかわからない、整備費用がどういうふうに使われて、幾ら使われているのかもわからないということで、全く正直言って年2回ですか、言い値で払っているだけなのです。これが本当にそれでいいのかどうか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

健康管理課長 その細目、例えば燃費とか、あとは整備費に幾ら、燃料費に幾ら、減価償却というような項目につきましては、報告といたしますか、書類をいただいて、それについては確認をいたしております。

金澤委員 ここで細かいお話になるのですけれども、結局バスのガソリン代、燃料費についても、オイルにしても、整備費用、人件費についても、この健康福祉センター直行バスに係った費用で計算しているのではなくて、西武さんが自分の、狭山の営業所の全部の、すべての、自前のバスの運行キロ数を合計して、それでキロ数で単純に案分で、自分のところにかかったすべての整備費用もキロ数で割って案分しているという方式なのです。その点をご理解されていますか。

健康管理課長 そのような内容について、そのような考え方ということは理解してございます。

金澤委員 ちょっと視点変えまして、この直行バスについてですが、これ今どれぐらいの使用年数で、あとどれぐらいの使用を考えているのか、また更新時期等目標等がお持ちであればお答えいただきたいと思います。

健康管理課長 これは数年前からちょっと西武のほうとも話し合いを持って、情報交換というようなレベルの話でございますけれども、話はしてございます。通常のバスにつきましては、8年から10年で入れかえるというようなことを聞いております。センターの直行バスにつきましては、1日の走行距離とか、あとほぼ平坦な道路であるというようなことから、10年はもつだろうというようなところで話し、情報交換をしてございます。ですので、その時期というのは、今センターが、このバスが走り出したのが平成15年、ですから10年後、25年までもつかもたないかという話も出てきてしまうと思うのですが、今のところ10年くらいで更新ということになるのかなというふうに考えております。

金澤委員 それは、7年から10年というのは、本当に厳しいところ、坂道を含めて需要が結構いっぱいだとか、負荷がかかっているとか、そのような悪い条件での走っているバスも含めての話なので、実際にはもう大切に乘れば10年でも15年でも実際には乗れるわけです。そういう意味で、この整備状況で、最近、平成21年度中に、例えばトラブルで代替車が出たとかという報告は出ていますか。

健康管理課長 点検以外、それとあとちょっと部品をつけ足すとかという
ようなとき以外は、代替はないです。

金澤委員 ちなみに、この直行バスの収支というのはどうなっているでし
ょうか。

健康管理課長 平成21年度に関しましては、必要経費が1,705万1,581円で、
収入が416万8,810円でございます。補償費につきましては1,288万
2,771円でございます。

金澤委員 ちょっと今のところわからなかったのですが、1,700万円かか
っているのだけれども、補償費が1,288万円というのは、その差
額はではどこからどうなっているのですか。

健康管理課長 これは運行して行って、その運賃収入ということですよ。そ
れが416万8,810円ということですよ。

金澤委員 あと、1便当たりの乗客人員というのが示されていますが、毎
日定期的に12往復ということで、ていーろーどもこれぐらいあつ
たらいいのになという気持ちがないでもないのですけれども、
この乗客人員の1便当たり、例えばマックスの込みぐあい、非常
に込んでいる時間帯とかでどれぐらい込んでいる、最大ピークが
把握されていたらお答えしていただけますか。というのは、例え
ば8人前後で平たんであれば、今後更新するのであれば、もう立
派なバスではなくても、10人、15人のマイクロバスでも十分では
ないかというような考えもあるわけです。そういう意味でちょつ
と込んでいるときのピークの乗客数を教えていただきたいと思ひ
ます。

健康管理課長 1便、時間帯当たりで調査を行ったというのが最近ございませんが、平成19年11月にお願いをして調べてもらったものにつきまして、その1便当たりというは出ないのですが、時間帯で言いますと、入間市駅8時に、1番の便になるのですが、それにつきましてには月間で259人乗っておりまして、その平均は8.6人というのが一番多うございまして、次に健康福祉センターを11時40分に出るバス、それが304人で、平均しますと10.1人ということでございます。平成19年度から徐々に乗車人数がふえてございますので、若干これよりも多くなっているということはちょっと予想できるかなというふうに考えております。

金澤委員 それで、車いすの利用者の実態というのは把握されていますか。

健康管理課長 車いすスペースが、このバス、座席が17名座れるところで1カ所固定してお乗りになれるところがあるのですが、そこで今何名の方が利用されたかというのはちょっと把握してございません。

金澤委員 この直行バスについても、更新の時期がくれば、非常に過大な経費負担になると思います。早目早目に、基本的には整備を充実させて、1年でも長い利用が可能になるよう、そしてどうしてもやむを得ないときには、きちんと実態調査の数字をもとに必要最低限、十分なバスの選定につなげられるような今後の検証をお願いしたいと思いますのですが、いかがですか。

健康管理課長 今後、バス自体も半ばを過ぎて、寿命も半ばを過ぎてきていると思いますので、入れかえ時期とか、また利用実態などを調

査をしまして、入れかえ等に備えていきたいと、早目に検討して
いきたいと思います。

山本委員 済みません。バスの件、ちょっと関連してお伺いしたいのです
が、決算報告書を拝見していて、乗客人員等々出ているのですけ
れども、このバス路線、途中で停留所ふやしましたよね、過去に。
今、途中で停留所が二、三カ所あったと思うのですけれども、こ
の6万七千何がしの人の中に、センターまで来ていない人、途中
でおりてしまっている、途中で乗ってしまっているという人もこ
れ含まれているのですか。運賃収入から計算しているのでしょうか
から入っているのだと思うのですが、確認させてください。

健康管理課長 運賃収入の中にも途中下車の方も含まれております。

山本委員 では、お伺いますけれども、この6万7,891人の方の中のどの
ぐらいの割合で途中、要するにセンターを起終点としていないお
客さんがいらっしゃるのかおわかりになりますか。

健康管理課長 それにつきましては、把握が現在できておりません。

山本委員 その点はわかりました。1,200万何がしの欠損補助が出ている
状態で運営されていて、センターの施設の本来目的とは違う事業
だと思うのです。もちろん場所が悪いという部分で、足でつない
でいるというはあるけれども、交通の仕事は基本的にセンター
さんのお仕事の性質とは大分違う仕事だと私は思うのです。先ほ
ど一部、金澤委員さんでご答弁あったけれども、市民生活課さん
のほうのバスもここで3台入れかえられていますよね。今後、運
行形態等々も多分議論されると思うのです。交通事業として一元

化管理の方向で外へ出されるお考えがあるかどうかだけお聞かせいただけますか、今後の方向性ということで。

健康管理課長 センターの直行バス、開始した当時、やはりセンターの立地の悪さと言っては何なのですが、場所柄もありまして、それで車で来られない方について足を考えたときに、入間市駅に交通の便あそこへ集めてもらって、そこから最短距離で、最短時間で来ていただく。それでセンターの事業に参加していただくというようなコンセプトがあったと思うのです。そこで当初は直行ということで、シャトルバス的な運行の仕方をしていたと思うのですが、それをまた市内のバスとのアクセスを考えて、市役所と扇町屋団地、グリーンヒルという形で、直行、その意味がないのですが、連携ができるようにということで、そこでもって来ていただくというようなコンセプトもごございますので、やはりセンターに市民の方が来ていただくということでは今後続けていきたいなというふうに考えております。

山本委員 際どい話、ていーろーどと共通運用で走らせたほうが経費安くなるのではないのという気がしたのです。ちょっとこれ以上ここで議論してもあれだと思imasるので、テイクノートだけしていただければと思imasから、それにとどめておきます。

別のことでよろしいですか。

委員長 金澤委員、ありますか。

金澤委員 では、報告書の117ページになります。乳幼児予防接種事業で、今年度、前年度に比較して515人ふえたということで、その主な

要因は、やはりこれ日本脳炎の新ワクチンの接種が大きいと思うのですが、これについて以前総括質疑でもさせていただきましたけれども、この新ワクチンの接種は、これは当然喜ばしいことだと思うのですけれども、旧ワクチンの接種ですよ、問題は。まず最初に確認しますけれども、平成21年度において旧ワクチンの接種人数というのは何人ですか。いらっしゃいますか、いらっしゃいませんか。

親子支援課長 平成21年度につきましては、1期、生後半年から7歳半までの間で受けていただくということで11人、それから2期、9歳から13歳未満でお二人というのが旧ワクチンでの接種となっております。

金澤委員 この旧ワクチンについては、副作用のおそれがあるということで、まず基本的には全面的に接種を停止しましたよね。それにもかかわらず、国の施策の問題なのですけれども、1期目、最初に2回打たなくてはいけないうち、1回目、最初にもう旧ワクチンで打ってしまった人が、もう一回、最後2回目打たなければいけないときに、安全な新型ワクチンを打てないで、副作用の心配のある旧型ワクチンを打たざるを得ないということに対して、私自身は問題だというふうに思っているのですけれども、担当課としてはどのようにお考えですか。

親子支援課長 今回、新ワクチンが開発されたときに、1期で1回、2回受けた方は、追加のときに新ワクチンは打てないと。旧ワクチンでないと対応ができないというような、当初そういうような国の

ほうの方針でございました。また、2期については、新ワクチンはまだ安全性が確認できないので、旧ワクチンで引き続き打てるということの中での先ほどの人数でございました。

ここで受けられている方は、どうしてもやはりちょっと東南アジアとかそういったところに行かざるを得ない方とか、どうしても予防接種を受けたいという方で、そういう何らかの理由をお持ちの方がやはり打っているのではないかと思っております。実際にもそういう方がいらっしゃいますので、どうしてもやむにやむを得ずというようなことで認識しております。ただ、副作用のことにつきましては国の方針なので、それに従って打てませんということは市としてはなかなか言えないところでございます。ですから、希望があれば打っていただいたということでございます。

ただ、この旧ワクチンにつきましては、ことしの3月10日に全面的に使用期限が終わったということで、それ以降についてはもう打てなくなりましたという状況でございます。

金澤委員 確かに国の施策の問題で、旧型ワクチン使えるだけは、残っているものは使ってしまえという、何か言い方悪いのですけれども、薬害エイズのなんかと同じような形のような私自身は印象受けているのです、正しいかどうかわかりませんが。そういうことに対して、市として従わなければいけないのですけれども、個人的に担当課長としてどのような気持ちでいらっしゃいますか。

委員長 あくまで親子支援課長としてお答え願います。

親子支援課長 これはなかなかちょっとお答えしづらいところなのですけ

れども、本来でしたら控えていただければそれに越したことはないのかな。しばらくすれば新ワクチンのほうで打てるという状況も見えていましたけれども、やはりどうしても打たないと、打ったほうが海外に行く場合にということであれば、やはりそれを私としては、親子支援課としては危険だからやめたほうがいいのかそういうことはなかなか言えないというところで、これはなかなか対応として難しいというところで、お答えになっていませんけれども、苦慮しているところだったというところでございます。

金澤委員 苦しい胸の内よくわかりました。確認なのですが、では旧型ワクチンについても3月で終わりましたということで、ということは1期旧ワクチンで打って、2回目を打つ前にその3月に来てしまったという人はもういらっしゃらないというふうに理解していいわけですね。

親子支援課長 ことしの8月末にまた予防接種法が改正になりまして、ここで新型ワクチンの接種が、まず4月に新型ワクチンの積極的勧奨がなされました。ということで、ことし3歳になる方に対して予診票を送付して、積極的に打ってくださいねということで今お願いしているところでございます。8月末にさらに改正になりまして、2基も新型ワクチンで打てるようになりました。それから、17年以降、例えば1回しか打ってなくて、2回目を打てなかった。2回打って、3回目打てなかった方については、これもちょっとなかなか国の方針ということであれなのですが、その残っている回数を2期の期間、7歳半まででしたら新型ワクチン

で打てます。もし7歳を超えてしまった場合には、9歳から13歳未満のところまで打てるようになっております。そういうふうにごで改正になって、今広報等でも周知をしているところがございます。

金澤委員 そうすると、今のお話を私なりにまとめさせていただきますと、つまりことしの3月までは国の方針で危険性が心配される、安全性が疑われる旧型ワクチンをあえて打たなければならなかったけれども、ことしの春以降はもう安全な新型ワクチンを打てるようになりましたと、そういうことですよね。

親子支援課長 はい。

金澤委員 そうなってくると、では国の方針で、ことしの3月、平成21年度中に、安全な新型ワクチンがあるにもかかわらず旧型ワクチンを打たざるを得なかった方で、もしまた副作用、後遺症が発生した場合の責任というのは、これどういうふうになるのですか。

親子支援課長 それは予防接種法の中で救済措置がございますので、もし万が一そういう副作用等で何らかの障害をお持ちになったりとかなんかあれば、それは国のほうの責任で救済措置としてはございます。

金澤委員 これ以上やりませんが、これで終わりにしますけれども、国の責任でといいますけれども、結局脳障害で寝たきりになるお子さんだっというわけですね。それが可能性がわかっていてそれをしていくという国の方針に対して、入間市としてはどうしようもないのかもしれませんが、これはやっぱり問題意

識を持って国や県に声を挙げていただくとか何かしら、小さな力
かもしれませんけれども、ご努力をお願いしたいと思います。こ
れは要望にとどめさせていただきます。

以上です。

山本委員 すみません。関連ばかりで恐縮なのですが、日脳の積極的勧奨
の件でちょっとお伺いしたいのですが、まず決算報告書の117ペ
ージのところに、接種者の推移が載っているわけですが、この当
該年度では積極的勧奨はなかったと認識していますが、大幅に
515人増ということで統計出ているわけですが、これふえ
た要因というのはどういうところにあるのでしょうか。まず、そ
の点お聞かせください。

親子支援課長 これは昨年の6月から新ワクチンが、積極的勧奨ではない
にしても打てるようになりましたということでPRをさせていた
できました。やはり乳幼児を持つお子さんとか夏にかけて打った
ほうがいだろうという、やはり意識の高い方が接種をしている
というふうに理解しております。

山本委員 やっぱり新しいワクチンが出れば打ちたいという、子供に打た
せたいという方がそれだけいらっしゃる。ここは関連でお伺い
しますけれども、今年度入ってから積極的勧奨が再開をされる。
ここまでとめていた人の接種もやらなければいけないという状況
で、これ急激に接種者というのはこれからふえるのだと思うので
す。国の財源措置の部分は、たしかこれ交付税措置でしたよね。
当市のすれすれの状況という部分を考えると、財源留保しておか

ないといけないということになるのかと思うのですが、今後見込まれる日脳の積極的勧奨再開に伴う財源の考え方についてどのようにお考えになっているのかお聞かせいただけますか。

親子支援課長 現在、積極的勧奨しているのは、ことし3歳になる方ということで、それは今年度の予算の中でもしかなかったら補正をお願いするようになるかもしれませんが、対応は可能ということになります。今、8月末から新ワクチンで今までできなかった人にもできるようになったというのは、これもやはり国の方針になってしまってあれなのですけれども、ワクチンの供給量が足りないということで、まだその部分については積極的勧奨ができないということで、希望者のみの接種ということになりますので、今年度については補正予算の範囲内でできるかなとは思っております。ただ、来年度以降、そういった方々にも積極的に勧奨していくのだということになりますと、それなりの予算が必要となっておりますので、その辺は国のほうの情報を今収集しながら検討しているところでございます。

野口委員 報告書の121ページと122ページに関連した目7母子保健費の母子健康相談・訪問事業と母子地域活動推進事業に関連して、要はこの後者のほうが全戸、生後4カ月までというか、乳児の家庭の全戸訪問ということで、それと関連で、これの訪問で何か問題があった場合、訪問事業の専門職による訪問につなげる、つまりつなげる場合もあったのか。逆に専門職による訪問が不評に終わる場合結構多くて、新生児459人、未熟児で40人多いでしょう。

そういった専門職による訪問ということはある程度状況わかっているから、その状況をこちらの委託先、こんにちは赤ちゃん事業の委託先に行って、個人票とかなんかと思うのですが、情報をちゃんと伝達してそういう効果的なフォローができていますのか、つまりそういう連携についてお伺いしたい。

親子支援課長 まず、121ページの新生児訪問につきましては、生後28日までのお子さんに対して助産師、保健師の専門の方が行って、体重を測定したり、身長をはかったり、それから健康状態をチェックしたり、あとお母さんの出産後のケア、母乳はどうかそういう健康相談も含めて伺います。未熟児については2,500グラム以下のお子さんに伺うということで。

こんにちは赤ちゃんのほうは、生後4カ月までのお子さんに伺うということで、新生児は母子保健法に基づいて行きますけれども、こちらは児童虐待を背景にして、児童福祉法の中に基づいて伺うということで、どちらかといえば情報提供したり、その家庭の環境を把握したりというのが主な内容になりますので、それぞれ行った中で問題があれば市の職員のほうが引き続き支援をしていく、継続的な支援をしていくというような流れになっております。ですから、相互のリンクということではございませんので。

野口委員 行く時期によってちょっとずれがあるということで、私誤解していました。

では、最後の1点、報告書の127ページで、その前の126ページとして目8健康福祉費ということで心の相談等やっていますよ

ね。そこで聞きたいのは、内容の中の（３）の普及啓発事業、つまりうつ病とか高次脳機能障害とか新しいことについて取り組み始められて、これはあくまで啓発事業として単発的にやられていると。そこでうつ病との関係では、両方とも家族の集い、その後、事業終了時というか、単発的に行ったような書き方をしているので、要は今後こういった新しい取り組みについて継続的に（２）の精神障害者地域生活支援事業、実施回数33回、13回と書いていますけれども、こういったほうに動いていく必要があると認識しているのか、その評価として。かつ、その評価の前提としてこういった当事者、家族、うつ病とか高次脳機能障害の当事者、家族の方の要望はどうだったのか、その評価という面では今どういうふうにとらえられていますか。

健康福祉課長 まず、精神障害としては、うちのほうは統合失調症とEAPが当然あります。統合失調症につきましては、（２）のソーシャルクラブいるまぴあ、あとぴあサークルですか、こちらのメンバーの方が、統合失調症の方がメンバーになっています。統合失調症とうつ病の違いとといいますか、それは私も医師ではないので簡単に言いますと、統合失調症につきましては当然幻覚とか幻聴とか症状がおおむね同じような方が統合失調症の症状になります。ですから、それらの方々をメンバーとしてソーシャルクラブというのはできるのですけれども、ただうつ病につきましてはいろんな症状というか、その方によってケースがいろいろになりますので、その方たちを集めてちょっと開くというのが大変難し

い。それは専門職である保健師が担当したとしてもちょっと難しい事業です。

では、これからどうやっていくかということになりますけれども、前にも言ったのですけれども、プレ事業としてうつ病の講演会とかうつ病の方を集めていろいろやっています。それらをうちのほうの専門職がいろいろと知識を蓄積して、これは継続してやっていきたいというそういう気持ちがあります。というのは、うちのほうの所管の一つでもあります自殺対策事業というのもあるのですけれども、いろんな問題があって、精神病の方でそういうふうな最後になってしまうというケースも多いものですから、このうつ病についても継続的にやっていきたいなど、そういうことは考えております。

野口委員 では、ついでに、継続的にということは、こういった現状の講座を何回ですか、これ二、三回ですか、そういった感じを継続、それとももっと前のソーシャルクラブみたいに頻度を多くしたような感じでの継続というか、それはまだ方針は固まっていないですか。そこだけ。

健康福祉課長 先ほど申し上げましたように、統合失調症とは違いましてその個人で症状自体がたくさんありますので、今のところはやはり講座と、あとご家族の方とか集めていただいて、ちょっとそれで講座とか講演会で当分はやっていきたいなど、そういうふうにご考えています。

山本委員 そうしたら、決算報告書125から126ページです。健康づくり推

進事業の中でのネットワーク構築事業についてお伺いをしたいのですが、報告書を拝見していると、平成19年度の宮寺・二本木地区で、この当該年度で東金子地区に新しくそういうグループができたということで記述をされておられるのですが、1つは、この2つの地域での取り組みの現状がどのようになっているのかということ、あと全市的に展開をされる方向である旨評価の欄に記載されておられます。この先の展開状況について、今後の方向性を含めてお示しいただけますでしょうか。

健康福祉課長 健康づくりネットワーク構築事業につきましては、平成19年度から始めました。平成19年度につきましては、宮寺・二本木地区をモデル地区として、まず健康づくりマネジャー養成講座ということ始めて、このマネジャー養成講座は何をやるかといいますと、その地区の特性に合わせた健康づくり、それらを担っていただくグループをつくろうということで実施いたしました。まず、平成19年度に宮寺・二本木地区においてこの講座を実施しまして、そこから元気な宮二すけっと隊というグループが立ち上がっています。その方たちが今現在活動しているわけなのですが、ただしこのマネジャーの募集につきましては一般の方を対象にしています。当然既成の団体等あると思うのですが、それらの中から1人、2人とか来ていただくのではなくて、あくまでも公募といいますか、公募によって発しております。

ですから、はっきり申し上げて地区における知名度というのはありませんでした。ですから、まず知名度を上げるとかそういう

ところから始めようと思ひまして、平成19年度に立ち上がりまし
たけれども、そのような中事業計画については6地区に分けてい
きましょう。平成25年度に最終的に6地区までつくろうというこ
とになったのですけれども、それが宮寺・二本木地区やってみて、
平成19年度つくってちょっと知名度がない。では、まず平成20年
度については、宮二すけつと隊の知名度を上げようということで、
平成20年度はそこにまたうちのほうの専門職が力を入れました。
平成21年度はまた東金子で書いてあるとおり実施しているのです
けれども、それらを見て平成19、20、21年と宮寺・二本木地区で
やっています、だんだんいろいろな事業もグループの形がで
きるようになりました。今は高齢者のフォロー事業というのをや
っているのですけれども、だからこれからはちょっとそろそろ宮
寺・二本木地区においても、地区組織をつくるような形にしてい
きたいなと思っています。

今現在は、東金子もグループ立ち上がりましてし、平成22年度
の話になってしまいますけれども、今は西武地区で実施しており
ますので、それらを続けて、まずは地区のそういうネットワー
クづくりですか、それらを実施していきたいと思っています。ただ
し、平成19年度につくりました構築事業の計画書は、ちょっと期
間が合わなくなったものですから、一度見直しはするようだなと
いうのは考えております。

委員長 よろしいですか。

山本委員 大体わかりました。

金澤委員 報告書の122、123ページなのですが、母子地域活動推進事業についてですけれども、私のところに母子愛育会の方から入間市との連携についてちょっと不安なお気持ちの方のご相談があったのですけれども、この子育て支援ということで母子愛育会に対する市としてのこれまでの事業としての総括と、今後のあり方についてどのようにお考えなのか、その点をお伺いしたいと思います。

親子支援課長 母子愛育活動につきましては、もう歴史も長く、会員数も女性ということで200名近くおまして、地域社会が希薄化していく中で、地域に根差した、地域の特色あるやはり愛育班活動を続けていただいているなど感謝をしているところでございます。事業内容も声かけ訪問や育児支援のいろんな子育て支援事業を行っております、市とはまた別に地域のそういう市民の方による育児不安の軽減とか仲間づくり、そういったところに力を発揮していただいているなど考えております。地域の連帯感、そういったものも醸成していただいているのかなと思います。今後も、市民とやはり行政の協働というところで、お互いの役割分担の中で連携を図っていったらなと考えております。

以上です。

金澤委員 今、平成22年度、新年度においては、若干の方向の修正があったように聞いていますけれども、その点はでは今後どのようにお考えなのでしょう。

親子支援課長 平成22年度につきましては、今まで長く役員をやられた方がここで退任なされまして、新たな役員の方が選出されて、今一

致団結して母子愛育事業のほうを進めているというところで、ここで初めての方も多いので、事務局としてもそれなりの支援はしていけたらなと考えております。

永澤委員 報告書128ページなのですが、発達支援事業、これ元気キッズのことかと思うのですけれども、以前から利用者さんのほうから障害福祉課との連絡、これ何度か提案をさせていただいているのですが、今の現状、業務的なものも含めて障害福祉課とどういう形で連携をしているのか、今の現状を教えてくださいたいのですけれども。

親子支援課長 庁内では障害福祉課と、それからここでは子ども未来室ができて、そこでも発達障害に関する事業を行っているということで、昨年そういう関係機関が集まりまして、あと児童福祉課等集まって、それぞれのまずやっている内容を説明をして、相互の理解を深めていこうというのを昨年実施をしました。また、障害福祉課ではいろいろな社会保障の部分で給付的なことを実施しておりますので、キッズの職員にもお母さん方からいろいろ聞かれることもございますので、障害福祉課の職員に来ていただいて、その給付の内容とか、どういうことがキッズに通っている保護者の方に該当するのかというようなことで勉強会等を昨年やはり実施して、お互いに連携を深めた中で障害者支援をやっていこうというところでは共通した認識で今あるというところでございます。

永澤委員 そうすると、障害福祉課の方が元気キッズに足を運んで、お母

さん方にいろんなことの給付の案内とかをしたという解釈でよろしいのですか。

親子支援課長 実際には保護者までというのはなかなか、毎日保護者が来る方が変わりますので、とりあえず職員同士ということで障害福祉課の職員が元気キッズのほうに足を運んでいただいて、職員に説明をしたということでございます。

永澤委員 以前提案させていただいたのは、要するに障害児を抱えているお母さんというのは大変なわけです。それがこの手続を市役所の窓口に行ってくださいという案内だけで、またその障害福祉課の窓口で同じことを言わなければいけない。その辺の給付の手続上のときに、電話一本でも入れていただければ、そのお母さんというのは大変安心するわけです。そういう連携、実務的なところの連携はどうなっているのかということをお聞きしたいのですが。

親子支援課長 なかなか実務的な連携となりますと、それぞれの窓口業務を抱えておりますので、そこまでの連携というのは今現在はできていないのが実情ではございますけれども、今後どこまでできるかということも含めてよく調整はさせていただきたいと思っております。

永澤委員 ぜひよろしく願いいたします。通園の方だけでも12組34名、大変限られた人数でありますので、その方が例えばいろんな手続に行くというのは、そんなに何度も何度もあることではないと思うのです。そこでかかわっている保育士さん、また保健師さんな

りが電話一本障害福祉課にあした行きますとか、これから行きますとか言っていたく連携をするだけで、お母さんというのは大変安心されると思うのです。障害児を抱えてこれからどうしてこうと一番大事な時期がこの元気キッズではないかと思しますので、ぜひともその辺よろしくお願ひしたいと思ひます。要望にとどめます。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款4衛生費、項1保健衛生費、目5健康福祉センター費、目6予防費、目7母子保健費、目8健康福祉費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、学校給食課、博物館、図書館、公民館所管のものについて順次説明を求めます。

では、学校給食課所管のものについて。

学校給食課長兼学校給食センター所長 それでは、学校給食課所管の決算概要を申し上げます。

平成21年度につきましても学校給食の目標としております安全でおいしい給食の提供のため、安全及び衛生管理の徹底と、給食

設備の充実整備を念頭に置き、老朽化した給食調理機器などの計画的な入れかえを実施いたしました。

初めに、歳入について申し上げます。歳入歳出決算書の歳入決算事項別明細書66ページから67ページ、款21諸収入、項5目1雑入、節3学校給食費受入金2億307万6,813円は、学校給食センターが給食調理を行っている中学校10校分の生徒などの給食費でございませう。なお、平成21年度、現年度の収納率は99.6パーセントで、対前年比0.16ポイントの増となっております。

次に、歳出について申し上げます。歳出決算事項別明細書192ページから195ページの款10教育費、項6保健体育費、目4学校給食費になります。193ページ、学校給食センター施設設備整備事業2,746万9,107円は、平成15年度から平成21年度に契約した学校給食センターで使用している調理機器等の借上料が主なものです。平成21年度の事業といたしましては、超高压洗浄機とトレイ洗浄機及び冷凍庫の入れかえを行いました。

同じく193ページ、自校給食設備整備事業3,251万7,678円は、平成15年度から平成21年度に契約した自校給食17校分の調理機器等の借上料が主なものです。平成21年度の事業といたしましては、食器洗浄機1台、ガス回転釜7台、食器消毒保管庫2台、包丁まな板殺菌庫1台、二層式丸形フライヤー1台、牛乳保冷库1台の入れかえを行いました。

以上で学校給食課の概要とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 次に、博物館所管のものについてお願いします。

博物館副館長 それでは、博物館所管の決算概要についてご説明いたします。

まず、歳入の主なものについてでございますが、歳入決算事項別明細書26ページ、27ページの中段をごらんいただきたいと思います。款14使用料及び手数料、項1使用料、目9教育使用料、節3社会教育使用料、備考欄4博物館施設使用料72万2,450円は、博物館市民ギャラリー特別展示室、茶室等の使用に伴う使用料でございます。備考欄同5博物館観覧料130万8,940円は、常設展、特別展等入館者からの観覧料でございます。平成21年度はアリットフェスタの開催日数をふやしたことで特別展の観覧料が増額しております。その一方で、一般貸し出し日が少なかったことや茶室の一般利用が減少したこと等により、施設使用料は前年度より13万6,700円の減収となっております。

次に、歳出についてでございますが、歳出決算事項別明細書188、189ページ中段をごらんいただきたいと思います。款10教育費、項5社会教育費、目6博物館費の主なものについてご説明いたします。備考欄、博物館管理事業、中事業、修繕料148万9,644円は、博物館施設及び設備の維持管理に必要な修繕を実施したものでございます。

次に、同じく大事業、博物館運営事業、中事業、アリットフェスタ開催事業145万4,419円は、特別展「狭山茶の歴史と現在」を開催したことに要した経費です。この展示は、入間市博物館開館

15周年を記念するとともに、全国生涯学習フェスティバル「まなびピア埼玉2009」及び全国茶品評会開催に合わせ例年より日数を16日間ふやし開催いたしました。また、関連事業として座談会「茶作りの昔話」や市茶業協会の協力のもと、当館初の狭山茶の飲み比べ即売を実施いたしました。自園、自製、自販を特徴とする狭山茶の特徴を実体験していただくことができました。

次に、中事業、お茶大学開催事業47万6,369円は、お茶大学開催に要した費用です。平成21年度も前年同様28講座を用意し、好評にて実施いたしました。また、「夏休み・こどもお茶大学」もあわせて実施しております。

次に、中事業、茶文化普及事業127万651円は、季節の茶会及び茶席体験を各2回、日本各地、世界各地のお茶体験を各月で各6回、おやこ手揉み茶体験など手揉み茶普及事業を2回開催したこと等に要した費用でございます。そのほかにも野田双子織研究会との共催による野田双子織伝承活動展や館主催での速報展「武蔵武士金子家文書」里帰り展を実施し、好評を得ることができました。

以上が博物館所管の決算概要でございます。今後も地域や関係団体、博物館ボランティア会などと連携しながら、お茶の博物館、市民に親しまれる博物館づくりを目指して効果的な運営に努めてまいりたいと思います。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 次に、図書館所管のものについて申し上げます。

図書館長 図書館所管の平成21年度の決算概要につきましてご説明させていただきます。

初めに、歳入でございますが、歳入決算事項別明細書の27ページをごらんいただきたいと存じます。款14使用料及び手数料、項1使用料、目9教育使用料、節3社会教育使用料のうち細節3図書館西武分館会議室使用料4万7,500円につきましては、西武分館会議室の有料使用62件分の使用料でございます。

続きまして、歳出でございますが、歳出決算事項別明細書の186ページから189ページをごらんいただきたいと存じます。目5図書館費、大事業、施設管理費のうち諸工事費696万6,592円につきましては、西武分館の雨漏りを防止するための外壁改修工事を実施いたしました。同じく事務費5,051万2,738円につきましては、パート職員39人分の賃金が主なものでございます。

次に、大事業、図書等整備事業のうち図書等購入事業2,236万6,985円につきましては、図書館資料の購入費でございます。内訳としましては、一般図書7,718点、児童図書2,659点、雑誌4,184点、DVD67点、CD97点などでございます。

最後になりますが、平成21年度の図書館の利用状況でございますが、貸し出し者数29万9,479人、貸し出し点数86万2,904点で、平成20年度と比較いたしまして貸し出し者数で6,249人、貸し出し点数で1万2,060点それぞれ増加することができました。

以上、簡単ではございますが、平成21年度の決算概要節とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

す。

委員長 続いて、公民館所管のものについてお願いします。

中央公民館長 公民館所管の決算概要についてご説明いたします。

まず、歳入について、決算事項別明細書26ページから27ページをごらんください。目9教育使用料、節3社会教育使用料のうち公民館使用料は99万600円で、前年度と比較し16万1,700円の増となりました。

続きまして、歳出について決算事項別明細書182ページから183ページをごらんください。目2公民館費のうち公民館運営審議会委員報酬25万3,000円は、各公民館に設置しておりました運営審議会を統合いたしましたので、131万5,000円の減となりました。

次に、公民館管理運営費1億5,012万8,621円は、地区公民館の施設の管理のための経費でございます。施設の老朽化が進中で、安全性の確保を第一に公民館消防設備修繕等55件の修繕を行いました。また、金子公民館の屋上防水工事と5件の改修工事を行い、安心して使用していただける施設づくりを目指しました。

続きまして、事業運営費780万3,876円は、公民館が主催する事業の講師謝礼等が主なものでございます。青少年の体験事業、団塊の世代を対象とした事業等、いわゆる現代的課題に対応する事業を中心に、それぞれの地域の力を生かした事業の展開を図ってまいりました。

次に、公民館文化活動事業190万円は「囲碁フェスティバル i

n入間」及び「ドラマフェスタ i n入間」に支出したものでございます。それぞれ市民の知識と創造力が発揮された充実した事業となりました。また、文化団体補助金につきましては183万5,000円、文化事業を行う7団体に支出をしたもので、各団体は展覧会あるいは演奏会等充実した事業を実施いたしました。

以上で公民館の決算概要説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 これより学校給食課、博物館、図書館、公民館所管のものについての質疑に入ります。

まず、歳入の款14使用料及び手数料、款21諸収入についての質疑を願います。

野口委員 では、事項別明細書の67ページ、諸収入での説明のあった学校給食センターの給食費に関連して、資料の27で給食扶助の次のページの平成21年度学校給食センター対象の収納状況ということで、この表自体は99.6パーセントの収納率で、収入未済額は81万6,000円ちょっとで頑張っているというか、うまくいっているのはわかるのですけれども、ついでに滞納分というのもつけていただいて、表がないのでわからないのだけれども、どのぐらいたまっているのですか、これ現年度分除いて滞納分としては。

学校給食課長兼学校給食センター所長 滞納分といたしましては、人数で57人、金額で228万4,492円です。これは平成17年から21年度までのものになります。申しわけございません。あと、これが5月31日現在ですので、それ以降の収納で若干変わっているかとは思いま

す。

野口委員 収納対策というか、個別に収納というか、催告というか、働きかけを行っているのは、どういうふうに働きかけているのでしょうか。

学校給食課長兼学校給食センター所長 未納分の収納対策でございますけれども、まず現年につきましては各学校さんのほうで先生を中心として、家庭の状況とかいろいろ調べていただいているわけなんですけれども、その後の調書のほうが各学校から未納分の調書が上がってまいりまして、その分につきましては最初学校給食課の職員今6名なのですけれども、3班に分けて一通り状況を確認させていただいております。その後、市のほうの庁内の収税課含めました管理職以上の特別チームで、市税を含めた臨宅徴収を行っているのですけれども、その中に学校給食費も入れさせていただいております。あと随時、督促状の送付をさせていただいております。あつちような状況でございます。

野口委員 わかりました。もしわかるなら、個人別でどのぐらいいためている人がいるかということがワースト1、2、3ぐらいでわかれば。

学校給食課長兼学校給食センター所長 個人別の滞納金額の一覧はもちろん把握はしているのですが、金額の多い方で、今ちょっと一覧でぱつと13万円台がお二人で、10万円を超えている方が3名いらっしゃいます。金額的には11万4,470円、13万6,514円、13万3,304円。

野口委員 状況わかりました。ですから、この金額だと、法的処理とかなかなかちょっと難しい場合もあるのですけれども、最後の質問と

して、不納欠損処理との関係で、もちろん扶助移行というか、もう払えないという判断もありますけれども、最後まで払わないという人もいるかと思うのです。なかなか法的処理が行われないと。この時効というのは何年なのですか。要するにどういうふうに市役所としてはとらえているのか、時効を。

学校給食課長兼学校給食センター所長 民法の規定で2年と考えております。ただ、実際にはお約束いただいている方がある場合には、その時効の中断ということで古い分を分納してお願いしている状況でございます。あと、実際に回った状況からいたしますと、今入間市の状況といたしましては、ほとんどの方がやはり生活困窮に当たられる方がほとんどの状況でございます。

以上です。

野口委員 払えた、分納している状況はほとんどだと、払える範囲で払っていると。払えない人は、生活困窮ということであれば、これについては給食扶助に変わるとか、扶助に変わればもう不納欠損するとか、やっぱり滞納があるというこは、それ自体が事務処理量が多くなりますし、毎日点検点検で。そういったことで事務処理上スピーディーにやってほしいので、それはいかがですか。

学校給食課長兼学校給食センター所長 今おっしゃられるとおりで、うちのほうといたしましても、課といたしましても扶助の申請であるとか、その辺のお話しもさせていただいております。中には学校さんのほうにもそれはお願いしているのですけれども、先生が何回か訪問していただいて、そういうお話もしても、中にはやって

いただけない方もいらっしゃるという状況はございます。ですから、そういう制度を利用していただくような形で説明はさせていただいているところでございます。

野口委員 はい、わかりました。

金澤委員 今回の問題に関連して、私も地元の校長先生とお話をさせていただくと、やっぱり一番困るのは、せつかく要保護・準要保護の給食費の補助制度があるにもかかわらず、それを勧めるとばかにするなということで、だったら払ってくださいよと言ったって、いや、払わないと。全くかみ合わないわけなのです。そういうような方について、それがどういう処理をすればいいのかわかりませんが、正直言ってちょっと職員の方の負担になっているのはこれ事実なのです。今、現年分については学校側でというような話になっていますけれども、ある程度の時点でかみ合わない人に関しては早目に別の部署に出すなりして、それが外部委託がいいのか、また市のほうで回すのがいいのかわかりませんが、ちょっと今本当に学校のほうも忙しくて大変なので、そこいらに給食費徴収に関する負担というものを早目に軽減していただくような検討をお願いしたいのですが、いかがですか。

学校給食課長兼学校給食センター所長 その辺につきましては、確かに学校給食課の職員ももちろん限られた人数でやっておりますけれども、委員さんのおっしゃられる部分はそのとおりだと思いますので、どういう方法があるかとか、もちろん学校の方の状況については、その後できる、できないは別として、確認していきたいと

いう方向で検討はさせていただきたいと思っております。

金澤委員　くれぐれも安易に、一番やっぱり生徒を含めて、生徒の親の、家庭の状況わかっているのは担任の先生なり教務主任さんなので、安易に外に出す、引き上げ、ほかに出すのは問題だと思うのですが、最初からかみ合わない、これは学校が給食費出して当たり前だというような方も中にはいらっしゃる、そういう方については早目に引き上げて、他の部署と負担していただくように、これは要望にとどめさせていただきたいと思います。

山本委員　今、給食センター対象校の分で議論があったわけですが、これ関連してお伺いしますが、自校給食校の給食費の受け入れの状況というのどうなっているのでしょうか。

〔(対象が違うから答えられない) と言う人あり〕

委員長　暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時34分 再開

委員長　会議を再開します。

山本委員　済みません。質問の仕方変えます。そもそもの部分で、センターだけ公会計になっていて、自校給食校、公会計になっていないわけですが、この部分についてのご認識はいかがなものなのでしょうか。考え方どのように整理されているかお聞かせください。

学校給食課長兼学校給食センター所長 公会計の部分と私会計の部分、県内の状況を申し上げますと、おおむね今、ちょっと詳しい数値頭にはないのですけれども、たしか半々ぐらいになっていたかと思えます。未納の状況を考えた場合には、どちらがいいのかということまで今申しわけないのですけれども、突き詰めて検討はしていない状況でございます。ですから、どういうふうを考えているかということは、現状の方法でよりよい方法については検討はしておりますけれども、そのものどちら、公会計、私会計どちらかという部分については、申しわけございません。今のところ検討はしていない状況でございます。

山本委員 そういうことであれば、これ以上は議論できないと思うのですけれども、ただ会計の透明性であったり、徴収の公平性等を考えると、私会計で学校で完結するよりは、公会計として市できちんと対応できるようにしたほうがよろしいかとも思いますし、公会計化についてご検討いただきたいということだけ申し上げて、これまでにしたいと思えます。

吉澤委員 報告書の202から203ページで図書館費ですけれども、ここ数年予算が大体2,200万円程度で推移しているかと思うのですが、評価の中で限られた……

〔(支出) と言う人あり〕

吉澤委員 間違いました、済みません。

委員長 では、後でお願いします。

ほかに歳入について質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、次に歳出についての質疑に入ります。以降は歳出に関連する歳入の質疑についても許可いたします。

まず、款10教育費、項6 保健体育費、目4 学校給食費についての質疑を願います。

金澤委員 報告書の207ページから208ページなのです。また、あわせて自校給食については208から209ページなのですが、この調理機器のリース料について、このリースの契約状況なのですが、これについてはリース切れ後どのような取り扱いになっているのでしょうか。

学校給食課長兼学校給食センター所長 各調理機器のリースに関しましては、おおむね6年ぐらいをリース期間といたしておりまして、その後については無償譲渡という形をとらせていただいております。ただ、実際にはその後すぐリース満了後、機械の入れかえをできるだけの予算の確保もできておりませんので、実際には10年近くは使っているのが現状でございます。

以上でございます。

永澤委員 今のに関連するのですけれども、牛乳保冷庫1台、武蔵中というのがあるのですが、これはここで自校給食から建てかえでセンターになるわけですよ。その中でもうちょっと期間を長らえたりはできなかったのか、その辺。

学校給食課長兼学校給食センター所長 牛乳保冷庫に関しましては、センター校になった場合であっても、牛乳保冷庫だけは直接業者さん

から牛乳が届きますので、各別の中学校さんにもございます。武蔵中に関しましては、ここで入れたものについて新しく使えるような形で考えております。

永澤委員 はい、わかりました。

金澤委員 先ほどの学校給食のうちご飯、白米の供給なのですけれども、これについては一般質問で取り上げさせていただいたように、埼玉県学校給食会さんから延々と朝早く運んできているということで、これについて検討をお願いしているのですけれども、その後どうなっているのでしょうか。

学校給食課長兼学校給食センター所長 ご飯に関しましては、確かに埼玉県学校給食会のほうから今配達を含めてお願いしている状況です。センター校につきましては、炊飯設備がなかなか調わない状況がございますので、現状においては今の学校給食会さんのほうからという考えというか、そういう方向しかないかなということで考えております。

金澤委員 確かに一般質問で細部も勉強させていただいたときに、今現状の敷地面積では、センター給食ではなかなか難しいというような話もお聞きしたのですけれども、自校給食について、例えば例を挙げますと、他の自治体では各教室に炊飯器を用意して、本当に温かい炊きたてのご飯が、炊飯器1クラス2台か3台になると思うのですけれども、そこからやっぱり子どもたちがよそってたべているということで、本当にご飯のおいしさが味わえると思うのです。そのような意味での検討もまだされていないということで

すか。

学校給食課長兼学校給食センター所長 自校給食に関しましては、確かに炊飯器は入間の自校給食校にも入っていないのですけれども、一部の献立にはなるのですが、まぜご飯であるとかそういうものに関しましては、回転がまのほうで、自校給食校であればそれ1つで間に合うところもございますので、ですから自校給食のほうでそれを年何回やっているかと言われると、今ちょっと資料がないのですが、そういう形で実際に行っている状況でございます。炊飯器を入れてずっと各学校で炊飯するということにつきましては、申しわけございません。今、検討が進んでいない状況でございます。

金澤委員 誤解ないように言っておきますけれども、それはあくまでも一例、他の自治体の例であって、炊飯器を各クラスにというのは。やり方はともかくとして、私はやっぱり米離れが進んでいる今の日本の子供たち、大人もそうですけれども、それが引いては日本の農業の将来にかかわることなので、やっぱりきちんと学校給食から本当においしいご飯を食べるような食育ができないかという意味で申し上げているので、その点もう一度ご見解をお願いします。

言い方は訂正しますけれども、要するに学校給食会のほうから朝6時、7時にもう運んで、食べるのが12時半過ぎですから、もう5時間たったものが詰められたまま来るのです。正直言って温かい、熱いご飯とは言いがたいのです、私も食べさせていただき

ましたけれども。では、そういうものに対するご見解はいかがですか。

学校給食課長兼学校給食センター所長 各自校給食校に関しましては、先ほど申し上げましたような方向で、できないことは実際にはございませんので、現状、各学校年に数回そのようなことはやっているということでも聞いているのですけれども、それ以外の部分でやっていない理由までは申しわけございません。今ちょっと確認してございませんので、その辺の状況の把握からさせていただきたいと思います。もし金額であるとかその辺のことがございますので、確かにおっしゃられるとおり、炊きたてのご飯のほうがおいしいのはこれは当然だと考えておりますので、その辺現状把握からさせていただけたらと思っております。

金澤委員 よろしくお願ひします。

委員長 保健体育費、学校給食費関係で質疑ございますか。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款10教育費、項6 保健体育費、目4 学校給食費についての質疑を終結いたします。

次に、款10教育費、項5 社会教育費、目2 公民館費、目5 図書館費、目6 博物館費についての質疑を願ひます。

小島委員 事項別明細書の189ページ、素人的な質問で大変申しわけございませんが、博物館管理事業、維持管理費、修繕費となっておりますが、博物館はアリットという名称がございます。枠の中には

あと茶室だとかありますが、それも維持管理費の中に入るのでしょうか。

博物館副館長 茶室も含んでおります。

小島委員 そうしますと、博物館全体に1つのさくとなっている敷地面積は、すべて博物館の管理の中の範囲のものであるのか、それについて。

博物館副館長 敷地内のは博物館のほうで管理をいたしております。

小島委員 そうしますと、あそこの前に普通の庭がございますよね、太鼓セッションだとかやる広場が。そして、その周りに大きな木がございますが、そういう管理費も中に含まれているのかどうか。

博物館副館長 含まれております。

小島委員 そうしますと、年間的にどのぐらいの周期で管理をされているのか。今ちょっと質問が違うようなことを言っているかもしれませんが、今大きな木に関して大分風が強くて折れたりなんかすると、ほかのお宅なんかに、民間のところにかかった場合に、いろいろ費用を払わなくてはいけないというようなこともあり得るといふことがあると思いますが、その分野の管理等に年何回ぐらいやられているのか。

〔何事か言う人あり〕

委員長 静粛にお願いします。

博物館副館長 済みません。通常の低木については、年間を通して管理をお願いしているという形なのですが、周りの高木については、その高木ということで管理をお願いするわけなのですが、昨年度、

平成21年度につきましては剪定等を行っておりません。

永澤委員 済みません。今に関連してなのですけども、博物館開館当時は、博物館と狭山小の間の市道に関して、ずっと1つ道路が走っていますよね、バス停から。そこをアリットの方が非常にちゃんと草むしりをしてくださっていたという話なのです。ここ数年全く市民の手にゆだねられておりまして、その辺の管理というのはどうなっているのか。

博物館副館長 私来てからの話で恐縮なのですけども、4月からはあそこの通路も含めまして職員で草刈り等をするときには、ころ合いを見て、状況を見て実施させていただきました。本年度も2回ほどは私どものほうで出させていただいております。

吉澤委員 済みません。先ほどの図書関係で報告書の202から203ページ、予算が2,200万円程度でここ数年推移しているかと思うのですが、評価の欄を読みますと、限られた予算の中でいろいろと努力していることが伺えるのですけれども、最後のところで、市民要望は大部分充足できというふうに書いてあるのですけれども、具体的に数値として充足できているという何か把握しているものがあれば教えていただきたいのですが。

図書館長 おっしゃいますとおり、図書館の図書購入費に関しましては、ここ数年必ずしも満足できる金額ではなかったのですけれども、そういう中で市民の要望等を含めまして、一般書をどのくらい買ったらいいか、児童書はどのくらい必要なかというようなところで、その予算の中で十分検討して購入するふうに努力してお

ります。

ここに書きました市民要望大部分充足できたと。具体的にどう
いう市民要望が、どのくらいあったのかということにつきましては、
数値的なものは実はございませんで、我々がふだん市民から
要望等を承る中で、そういったものを総合的に解釈をいたしまして
購入していると、こういうことでございます。

以上でございます。

吉澤委員 はい、わかりました。図書館の機能として、いろんな種類の本
を蔵書しなければならないという点と、市民要望からすると、その
時々売れている本を借りたいというような要望も強い中で、この
評価の中でもベストセラー本についての対応も書かれているので
すが、実際にその新刊本ですとか人気のベストセラーの本とか長
い期間はどのくらい待たなければいけないのかちょっと教えてい
ただきたいのですが。

図書館長 現在のリクエスト状況でございますが、一番多い本でリクエス
ト待ちが250人ぐらいがでございます。これは全体で250番ですので、
例えば4館で1冊ずつ持っていれば、その4分の1になりますの
で、1館だと60人ぐらいになるかなというふうに思います。

以上でございます。

吉澤委員 わかりました。全般的にやっぱり予算が限られている中での状
況なのかなというふうに思うのですけれども、あと雑誌で、先ほ
ど冊子数は件数を教えてもらったのですけれども、週刊誌、月刊
誌はどのくらい毎月、種類です。教えていただきたいのと、この

間、市民要望でふやしてきたりとかという経過があるのかどうか教えてください。

図書館長 その雑誌の月刊誌と週刊誌の割合、種類につきましては、大変申しわけございません。今ちょっと資料がございません。館に戻ればあるわけですがけれども、今はっきりとお答えすることができません。大変申しわけございません。

市民要望に基づいて雑誌をふやしたのかというご質問に対しましては、実はいわゆる単行本、本については備品購入費で予算化してございます。雑誌につきましては、消耗品費で組んでいるわけでございますけれども、この雑誌購入費もそんなに大幅にふやすこともできませんので、というよりも、残念ながら数年前から比べると減少している傾向にございまして、5年ほど前だったでしょうか、全般的に雑誌の購入を見直しまして、そこで残念ではございますが、減少させたと、種類を少なくしたといった経緯がございまして。

以上でございます。

吉澤委員 状況はわかりました。やはり市民の方からすると、ちょっと雑誌類少ないのではないかという声も聞かれていますし、ちょっとこれは自治体の規模も違うと思えますけれども、いろんな他市の事例、状況を見て入間市の状況が今満足いける状況かという、やっぱりちょっと少ないのかなということもあるので、またその辺は予算の中でなのでしょうけれども、でも必要なことだと思いますので、ぜひまた検討していただきたいと思えます。

金澤委員 図書館に関連して報告書の201ページなのですが、西武分館の外壁改修工事の評価のところを見させていただくと、外壁改修をしましたということで、雨水の浸入の可能性がなくなって、快適な環境が確保されたというのですが、外壁改修が1面残っているため、完璧を期するためには時期を見て残り1面の外壁改修工事の施工が必要になると思われまして。これはどういうことなのですか。なぜこれは全部できなかつたのか、その点についてお答えください。

図書館長 西武分館の外壁につきましては、数年前から雨漏りが若干目立つようになってきておりまして、平成19年度に屋上の防水加工を実施いたしました。それで、大きい雨漏りは大分とまったのですが、まだ外壁から中にしみ込んできて、床のじゅうたん等にしみ出してくるといふ雨漏りがございました。これは多分屋上ではなくて、外壁に原因があるだろうということで、実は平成21年度に外壁の防水加工をさせていただいたわけですが、実は端的に申し上げてしまえば、予算の範囲内で実施したということで4分の3面、今おっしゃったように南面につきましては、そこは一切雨漏りが認められなかつたものですから、そこを外して雨漏りが認められる3面を集中的に行つたと、こういうことございます。

金澤委員 そうすると、残り1面については、必要だけでも、予算がなかつたのでできなかつたのか、雨漏りの心配、つまりクラック等がないので、そもそも当面は防水工事の必要性がなかつたから予

算的に認められなかったのか、これどちらですか。この書き方だと、やらなければいけないのが予算でざっくり削られて、何か恨みつらみがあるようなそういうふうな受けとめかねないので、もう一度正確をお願いします。

図書館長 防水、いわゆる雨漏りということでは、残った1面南面については雨漏りは認められなかったので、防水加工する必要は今の段階では認められなかったということでございます。ただ、そこも既に十数年たっておりますので、今後やはり一度手を加えたところはしっかりもつのでしょうけれども、手を加えていないところは、これは可能性の問題ですけれども、手を加えたところよりは雨漏り等の危険性は増してくるのかなというふうに思いますので、行く行くは、これが何年先になるかわかりませんが、そういったところも防水等の工事の必要性が生じてくるかなと、そういうふうには理解しております。

以上でございます。

委員長 いいですか。

金澤委員 図書館についてはいいです。

野口委員 事項別明細書187ページ、図書等購入事業、そこそこで推移して、ただリクエストにこたえるというか、人気本については二百何人とかいうことで、これは寄附による本について、本の寄附、実態全く知らないの、まず寄附の対象というのは必ず限られたものしか受け付けていないのか、それが1点と、関連してこういった欲しい本とかについて寄附が実際されているのか。

図書館長 寄贈本につきましては、基本的にはすべて受け入れてございます。ただし、雑誌とか……

委員長 恐れ入ります。しばらくお待ちください、チャイムが終わるまで。この答弁で一たん休憩いたします。

図書館長 寄贈本につきましては、基本的にはすべて受け入れてございますけれども、ただ雑誌であるとか、あるいは漫画本であるとか、そういったものにつきましては受け入れは、寄贈はご遠慮いただいていると、こういった実態でございます。

それから、いわゆるリクエストが多い本もどうなのかということでございますけれども、これにつきましては実は昨年度も図書館運営協議会等でもご議論いただきまして、なかなかいわゆる人気本を複数たくさん買うわけにもいかないということで、市民から寄贈いただいたらどうかというようなご提案をいただきましたので、今年度はもちろん館内にこういった本が、先ほど質問がありましたリクエストの多い本を一覧表を掲げまして、市民の方で寄贈いただける方はご寄贈してくださいというようなことを館内掲示とか、あるいは図書館のホームページでそういう呼びかけをいたしまして、それに答えていただきまして、続々とというほどではありませんけれども、何冊かは市民の方からそういった人気本をご寄贈いただいたと、こういうことがございます。

以上でございます。

野口委員 それに携わるというのは、やっぱり職員が携わっているのか、つまり来た本を整理したり、目ききとか、ちょっと分けると

どうか、いわゆる市民グループ的な動き、働きかけからチェックから、入るとき。そういった検討はされていませんか。こっちから決めるというのもちょっとおかしいですけども、できればそういうのがあったほうがいいなという考えはありますか。

図書館長 寄贈本の整理につきまして、寄贈本をすべて図書館の蔵書というわけにいきませんので、当然取捨選択ございます。それにつきましては、現在は司書でございます選書会議で諮りまして、この本は受け入れる、この本は受けられないという形で選択は職員の手でやっております。

あと装備につきましても、現在は職員のほうでやったり、あるいは委託に出したりというような形で装備をしてございます。ボランティアさんにそういうことがお願いできないかというお話でございますが、確かに、例えば装備作業等の実務的な作業はボランティアさんをお願いしているところの図書館もあるようには聞いておりますけれども、選書に関しましては基本的には司書の仕事ということで、どこの図書館も司書がやっているようでございます。

以上でございます。

委員長 では、ここで休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開します。

図書館長 先ほどの吉澤委員さんの図書館の雑誌に関するご質問で、週刊誌がどのくらい、月刊誌がどのくらいというご質問がございましたので、補足の答弁をさせていただきたいと思います。これは4館延べ数になりますけれども、週刊誌が22タイトルでございます。それから、月刊誌が220タイトルでございます。その他、その他といいますのは、例えば年に2回とか3回とかそういった不定期刊行物ですが、76タイトル。

以上でございます。

委員長 午前に引き続き款10教育費、項5社会教育費、目2公民館費、目5図書館費、目6博物館費についての質疑を継続いたします。ほかに質疑ございますか。

金澤委員 公民館費についてお伺いします。報告書195、196ページです。

平成21年度では、金子公民館の屋上防水改修工事を実施したとありますが、今年、平成22年度に公民館使用料の件がありました。それを踏まえて関連しますけれども、この平成21年度中、実際だと平成22年度もかかると思いますけれども、各公民館ごとのいろいろな各備品設備、大きな鏡を設備してほしいとか、老朽化した給湯器を改修してほしいとか、空調とか、さまざまな要望があったと思いますけれども、その多く、ほとんどが予算の関係上先送り先送りになってきた経緯があると思います。そのような意味で、公民館、地域の分館含めてトータルで備品、修繕費の要望額の合計額という数字はお持ちでしょうか。

中央公民館長 今、委員さんのほうからおっしゃられたとおり、限られた

予算の中で今まで対応してまいったわけでございますけれども、例えば畳の表がえをしてほしいとか、段差解消をしてほしいとか、いろいろな要望もあったわけですが、その中で緊急を要するものを優先的に今まで対応してきたわけでございますが、そういったものの積み重なった要望というような形でございまして、約1,500万円ぐらいの金額になるかなというふうに考えております。

それから、そのほかに空調設備につきましては、別に非常に大きな予算を必要としておりまして、来年度以降の計画として1年に1館ぐらいの改修が必要ではないかというふうに見込んでおりまして、その額はおおむね2,000万円程度になるのかなと、1館が。それを2館続けて2年度に分けてやっていく必要があるのではないかと、そんなような見込みをしているところであります。

金澤委員 はい、結構です。

では、博物館費について質問させていただきたいと思います。報告書の203ページ、204、205ページになります。まずは、平成21年度決算において、前年度比較で659万5,795円が減額になっております。主な支出項目から類推すると、さほど動いてはいないのですが、この原資の内訳についてまずお示しさせていただきたいと思います。

博物館副館長 博物館運営事業につきましては、平成20年度と比較しまして約11パーセントの減がございまして、まず、常設展示の展示事業におきましては、166万1,451円という決算額でございまして、こちらは23.46パーセントの減となっております。こちらのほうは常設展示室及び展示装置の整備補修、常設展示資料の部分的な展

示がえなどを実施いたしました。

それから、アリットフェスタにつきましては、こちらが145万4,419円ということで20.23パーセントの減でございます。こちらのほうは冒頭申し上げました生涯学習フェスティバルにあわせて「狭山茶の歴史と現在」ということでやらさせていただいております。

それから、お茶大学につきましては、こちらは増になっておりまして、47万6,369円ということで約43パーセントの増額をしております。こちらはお茶の博物館としてのお茶業や茶文化を多角的に学んでもらうために「ALITお茶大学夏休み・こども大学」等を開催したものでございます。

〔(済みません、ちょっと一たん切って
いただいていいですか) と言う人あり〕

委員長 暫時休憩いたします。

午後 1時07分 休憩

午後 1時08分 再開

委員長 会議を再開いたします。

博物館副館長 失礼しました。大きなものでは、情報システムの提供事業ということで、こちらのほうが講座室の映像関係の借上料がリースアップとなりまして、467万4,600円必要なくなった、これもかなり大きい……

金澤委員 数字をもう一度。

博物館副館長 467万4,600円でございます。こちらが大きなものとなります。大きいものと、常設展示もアリットフェスタも約40万円程度の減でございますが、源にはなっております。大きいものとしては、その情報システムの提供事業ということになるかと思えます。

金澤委員 アリットフェスタでは、含めて常設展示40万円程度ですけれども、ふえたものもあるわけですから、残り200万円はどこから減額したのですか。ちょっとわかりにくいのですけれども。

博物館副館長 大変失礼しました。維持管理費の光熱水費のほうで、こちらが378万1,948円の減となっておりますので、こちらのほうが大きなものになります。失礼しました。

金澤委員 今、ご説明になった光熱水費についてですが、それは燃料単価等の減少が大きいのか、それとも例えば電球をエコなものに、省エネタイプのものに変えた結果なのか、そこいらはいかがですか。

博物館副館長 単価の減によるものの影響が大きいと考えます。

金澤委員 では、その修繕費に移りたいのですけれども、この修繕費148万9,644円、説明書の189ページにありますけれども、これの主な内訳は幾らですか。

博物館副館長 大きなもので申し上げますと、吸収式冷温水発生機の部品交換修繕、いわゆる空調関係の水のほうを温めたり冷やしたりする機械ということで、こちらのほうが94万5,000円、それからシャッターが搬入口の方、こちらが壊れてまして、こちらの修繕とい

うことで12万7,050円、それから浄化槽の不良機器の修繕ということで19万3,305円とございます。そのほかに額は小さいのですが、項目かなりありまして、給湯器それから警備室の空調機、それから茶室の湯沸かし器、それからトイレの石けん入れですとか……済みません。シャッターを修繕する前に緊急で一度緊急対応しておりますので、そちらが3万1,500円、それから本館と茶室の浄化槽の機器不良部品の交換で4万2,000円、こういったところが主立ったところかと思えます。そのほかに細かいのが若干ございます。

金澤委員 私以前に指摘させていただいたポンプ周りとか、あとは空調機のコントローラー、これについては、では修繕されたというふうに理解してよろしいのですか。

博物館副館長 空調機のコントローラー等につきましては、予算計上、予定はしておりますが、まだ修繕のほうには至っておりません。平成22年度で準備中でございます。やる予定でございます。

金澤委員 わかりました。

次に、常設展についてなのですが、やはり来館者増のためには常設展の魅力をアップしなければいけないというのは、これはだれでもがわかっていることだけれども、なかなかこれまで手がかけられてこなかったと思うのですが、その点についていかがですか。

博物館副館長 委員さんおっしゃるように、常設展示に関しましては、市民の関心が低下しているということが言われております。開館以

来、展示の入れかえとかしておりませんので、その影響かと思うのですが、現在の展示方法が備えつけの形になっておりまして、部分的な入れかえができない状況になっております。そういう意味で博物館の協議会からも答申としてリニューアルが必要だろうと。そのときには部分的に入れかえができるような展示をしたいというふうに考えております。このことによりまして、開館以来16年たっておりますので、リニューアルをしたときに、また16年たったら同じことをしたのではいけないと思いますので、そういったことを避けるためにも部分的に入れかえができて、収蔵しているものを市民の方により公開することによっていろいろなことに役立てていきたいと思っております。

今、予算がつきづらい状況でございますので、その間につきましては特別展ですとかそういったものを工夫して、いろいろ集客を考えることによって特別展のペア券ですとかそういったいろいろな工夫をして、常設展のほうも見ていただけるような努力をしていきたいというふうに思っております。

金澤委員 今おっしゃること本当に大事なことで、すばらしい視点だというふうに思いますので、頑張ってくださいと思います。

それで、特別展なのですけれども、特別展については昨年度から特別展の利用者、主催者側から博物館の対応が非常によくなったということで、大変感謝と評価いただいておりますので、それだけのご報告はさせていただきます。

あと、報告書204ページの狭山茶飲みくらべ即売についてなの

ですが、大変いい事業だと思うのですが、ちょっと確認したいのですけれども、これの水はどのような形の水の使われ方しましたか。

生涯学習部副参事（博物館学芸担当） お答えいたします。

水のほうは、業者さんのほうでお持ちになった水が中心でございまして、そのほかは博物館の水も若干使いましたけれども、多くは業者さんのほうでお持ちになった水を使用いたしました。

金澤委員 蛇足ですけれども、もし今後2弾、3弾あるようでしたら、おいしい入間の水を水道部のほうと連携していただいて、ともにPRに努めていただければというふうに思いますが、いかがですか。

生涯学習部副参事（博物館学芸担当） ただいまのご指摘のとおり、入間の水は当館のほうのいろんなお茶の事業で使うように広報のほうで、我々のほうも現在も機会を見て使わせていただいておりますけれども、ちょっと量が足りないところもございまして、それからお茶の業者さんのほうにも茶業協会さんとか手もみ狭山茶保存会とか、それから日本茶インストラクター協会とかそういうところにも広報して、それで入間の水を使うように我々のほうも広報して努めていきたいというふうに思っております。

金澤委員 ありがたい話で、よろしく申し上げます。ただ、水については、倉庫にいっぱいまだ入間の水残っていますので、水道部のほうによくよくお問い合わせしていただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

以上です。

山本委員 何点かあるのですが、博物館については1点だけ。博学連携にはかなり力を入れていただいていると思うのですがけれども、当該年度での博学連携について、決算報告書204ページを拝見していると、来館した学校が57校で5,500人そこそこということで、ほかに多分お出かけになっている部分、博物館のほうがお出かけになっている部分もあるのかなというふうに思うのですが、この博学連携事業のこの年度1年間、この年度の博学連携事業についての実績をもう少し詳しくお聞かせいただきたいのと、それに対する評価を含めて今後の展開についてお考えがあればお示しいただきたいと思います。

生涯学習部副参事（博物館学芸担当） ただいまの博学連携事業につきまして、当館は平成7年度から博学連携事業を重点施策といたしまして行っております。現在、博学連携事業の1つは、博物館で学校の小中学校を初め、そのほかにも県内の他校の学校、それから県外等の学校も引き受けまして、博物館で授業を行うというふうなことを行っております。大体1年間に3期に分かれまして、4月の末から7月上旬ぐらいにかけて、それから9月、10月ぐらいから11月にかけて、これが2期目で、あと12月の中旬以降ですけれども、「むかしのくらしと道具展」という小学校3年生と4年生を対象にした博物館授業がございまして、その「むかしのくらしと道具展」が12月の末から翌年の2月上旬ぐらいまで行います。大体3期に分かれまして博物館で授業を行うというふうなことを行っております。

そのほかに学芸員が学校等に出向いて出前授業というふうなことも行っております。それから、小中学校だけではなく、高校とか大学とかそういうところとも連携、それから講座、それから講演とかそういうものにも招聘されまして、そちらのほうにも行きまして、いろんな分野の学芸員がおりますので、それに対応して行っているということでございます。手前みそでございますけれども、県内の中でも博学連携事業に当たりましては、一番先頭を切ってやっているのではないかなということを自負しております。今後ともこの博学連携事業は大変重要な市の教育行政の中で一番重要な中の1つであるというふうに考えておりますので、今後とも博物館と教育機関等々の連携をさらに深めていきたいというふうに考えております。

山本委員 この点は了解をいたしました。博物館は待っているだけではなくて、外へ出ていただいて、より深いところで市民の教養に役立てていただいているということかと思っておりますので、引き続きぜひお願いしたいと思えます。

続けてよろしいですか。

委員長 ほかに質疑の方いらっしゃいますか。

〔(なし) という人あり〕

山本委員 なければ、いいですか。公民館の関係でお伺いしたいと思えます。大きな施設改修の話は先ほど出たかと思えますが、実際公民館の備品の関係なのですけれども、私の居住地の公民館ですと、結構地域の夏祭りであったり、地域行事なんかで備品の貸し出し

みたいなことを一生懸命やっていたということなので、すけれども、その中で結構傷んでいる備品が出ているのをやっぱり散見しておりまして、平たく言えば机とかいすとか、祭りで使うようなコンパネであったりするような、表へ出して使うような備品の中に相当傷んでいるものも散見されているようなのですが、その部分の備品の補充、更新の部分について、現状財政的にどうなっているのかちょっとご所見いただければと思います。

中央公民館長 先ほどご答弁させていただいた中の1,500万円の中に、机等の入れかえも入っておりまして、その必要性を感じておりますので、今後検討していきたいなというふうに思っております。なお、今ご質問いただきました外で使う貸し出しの机につきましては、そういった入れかえをした後の外用の使用に耐えられるようなものだけを残して貸し出し用に全館なるべく調うように考えていきたいなというふうに思っております。

山本委員 順番に出していただいているみたいで、その点経費節減の分でもご努力いただいているかというふうに認識をしますが、出し方の問題もあるのでしょうかけれども、結構年度によって数が出てきたり、なくなったりされている状況があるかと思うのです。地域の中では、結構もっと数が欲しいというニーズもあっているようにも見受けていまして、そこでちょっとお伺いしたいのですけれども、こういった地域で主に使われる公民館の行事で使われるというよりは、むしろ地域のコミュニティ活動で使われるような備品の購入代金等について、これ自治文化課と相談して

コミュニティ予算使うことができないのか、その辺の見解いかがですか。

中央公民館長 実は支所と公民館が併設されている5館につきましては、まず昨年度からそういったコミュニティ備品を公民館と支所で一緒に管理すると。それでいろいろな地域活動に活用させていただくと、そのような計画を今進めているところでございます。

山本委員 おおむねわかりまし。単独館の部分も含めて、ぜひその点は拡充していただいて、教育予算で全部面倒見るといふのなかなか大変かとも思いますので、全体の状況を見ながら、うまくその辺は融通していただけたらと思うので、この点要望だけしておきます。

以上で結構です。

金澤委員 先ほど聞いた博物館運営事業ではなくて、博物館管理事業、説明書189ページで維持管理費についてです。この維持管理費については、平成21年度が4,862万3,345円に対して、前年度は5,593万5,000円ということでかなりの削減ご努力されているなというふうに評価するのですが、その内容についてどのような削減努力があったのかお示しいただければと思います。

博物館副館長 博物館の維持管理費の経費節減につきましては、委託料について業者選定や業務内容の見直しを行い、経費の節減に努める。それから、管理委託業務のうち清掃業務につきましては、作業時間、日8時間であったものを時間の見直し等、それから清掃日等を見直しを行い、経費の削減を行い……

〔(平成22年度) と言う人あり〕

博物館副館長 ごめんなさい。申しわけありません。今、平成22年度のを申し上げてしまいました。ちょっと訂正させていただきます。大変失礼しました。維持管理費につきましては、博物館内外の清掃ですとか、樹木の維持管理の委託料ですとかそういったものがございりますが、その中で平成18年度から総合管理業務委託の中から浄化槽管理業務を分離発注としたこと、それから平成19年度からさらにいわゆる昇降機、エレベーターの保守点検、自動ドアの保守点検、受水槽の保守管理を分離発注にいたしました。

それから、シルバー人材センターで行っております館庭の業務委託におきまして、時間を4月から12月は9時から15時、それから1月から3月は9時から12時ということで見直しを行いまして、単価の金額の削減を図ったところでございます。

金澤委員 本来であれば、個々にそれぞれ大体700万円ぐらい下がっていますので、かなり大幅な努力されたというふうに理解しているのですけれども、それぞれの項目について幾らぐらい効果があったのかはお聞きしたいのですが、それ以上は聞きませんが、これ部としてこの博物館頑張ってお努力いただいた、平成22年度もさらにいろんな面でお努力いただいているのは評価するのですが、これを博物館だけで終わらせてはもったいないということで、先ほど言った丸投げ丸投げで委託するので、さらにその業者は再委託する、そのようなところの経費がのっかっているところは無駄があるとか、そういうものの見直しが、博物館だけではなくて、他の施設に対して横の水平展開というのはどのように検討

されているでしょうか。

生涯学習部長 ただいまのご質問につきましては、ご指摘のとおり、今博物館のほうはこの管理費の縮減ということで実施をしているわけでありまして、これに関連しまして、ほかのそれぞれの所管の課の中にも縮減できるものがあるかと思えます。こういったものにつきましては、実施効果というものは当然これは考えなければいけないわけでございますけれども、やはりできるだけ低いコストで最大限の効果をあらわす、そういった取り組みを今後ともしていきたいと、こんなふうに思っております。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款10教育費、項5 社会教育費、目2 公民館費、目5 図書館費、目6 博物館費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時34分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、市民部所管のものについて担当課長より順次説明を求めます。

組織順に担当課長より簡潔に説明願います。

最初に、自治文化課所管のものについてお願いします。

自治文化課長 自治文化課所管の決算の概要を説明させていただきます。

歳入歳出決算書94ページから、また決算報告書は51ページからとなります。なお、歳入につきましては、歳出関連部署において説明させていただきます。

初めに、決算書94、95ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目11市民活動推進費につきましては、大事業、協働のまちづくり推進事業、コミュニティ活動推進事業、NPO活動推進事業として従来からの自治会活動によるまちづくり事業に加え、市民活動の中間支援組織であるまちづくりサポートネット元気な入間との協働事業や市民活動センターの活性化利用により、市民活動の推進事業を実施することができました。

次に、目12文化振興費につきましては、大事業、文化行政推進事業といたしまして、入間太鼓セッション2009の事業実施に要した経費、大事業、入間万燈まつり実施事業として同実行委員会への補助金等が主な内容です。多くの市民の参加、協力による協働事業として、入間太鼓セッション、市内最大のイベントである入間万燈まつりを実施することができ、市民文化によるまちづくりを実施し、実践することができました。

次に、決算書96、97ページ、目13国際交流費のうち大事業、姉妹都市・友好都市交流事業については、新潟県佐渡市、ドイツ・ヴォルフラーツハウゼン市、中国・奉化市との間で各種の派遣受け入れ事業を実施し、市民間の交流を展開することができました。また、国際化推進事業については、外国人相談窓口の開設や情報提供事業、さらに国際交流協会との協働による日本語教室、外国

料理教室等を通じ、外国人市民の支援と国際理解の推進に取り組みました。

次に、目14市民会館費、目15産業文化センター費、決算書98、99ページの日16文化創造アトリエ費ですが、市民会館と産業文化センターについては財団法人入間市振興公社を、文化創造アトリエについてはNPO法人入間市文化創造ネットワークをそれぞれ指定管理者として指定し、良好な施設管理並びに良質な文化事業を実施することができました。なお、市民会館では、舞台つり物装置の改修工事、ホワイエガラス飛散防止工事、産業文化センターでは駐車場防火シャッター安全装置設置工事、ロビーガラス飛散防止工事等を行い、施設利用者の安全性の向上に努めました。

関連する歳入ですが、決算書22、23ページをお開きください。款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料の市民会館使用料710万4,070円、産業文化センター使用料1,223万7,995円は、各施設の維持管理の特定財源として充当いたしました。

以上が自治文化課所管の平成21年度決算の概要であります。以上でございます。

委員長 続いて、防災防犯課所管のものについてお願いします。

市民部参事兼防災防犯課長 それでは、平成21年度防災防犯課の決算概要について、入間市一般会計歳入歳出決算書によりご説明させていただきます。

98から99ページとなります。目17防災・国民保護費の概要であ

りますが、ページ下段の大事業、防災訓練実施事業は、第31回入間市防災訓練に要した経費であり、平成21年度は新型インフルエンザの発症により災害時における避難所等でのインフルエンザ対策として感染症予防訓練や、次代を担う中学生に参加を呼びかけ、防災意識の高揚と災害時には若い力の活用を図るため、各自主防災会の方々と連携し、訓練を実施いたしました。また、この防災訓練以外にも、市と各自主防災会では単体での防災訓練、防災研修会を積極的に実施し、防災意識の啓発に努めました。

同ページの下段になります。防災施設等管理運営事業、工事請負費の210万3,000円は、全国瞬時警報システム整備事業、防災行政無線J－A L E R Tの設備設置費であります。全額国費によって全国一斉整備するという方針に従い、当市でも整備するものがあります。なお、国、県の調査確認に時間を要したこと等により、年度内の完了が見込めないため、繰越明許としたものであります。

これに関連しまして歳入でございます。44ページから45ページになります。款16県支出金、項2県補助金、目1総務管理費補助金184万9,000円は、国の第1次補正として経済緊急対策に基づく防災情報通信設備事業交付金、全国瞬時警報システム、通称J－A L E R Tの補助金であります。なお、事業執行が平成22年度に繰越明許となっておりますので、歳入としても未済でございます。

次に、また大変申しわけございませんが、100ページから101ページにお戻り願いたいと思います。上段の国民保護関係事業については、入間市国民保護計画に基づき入間市国民保護計画の啓発

及び実働訓練を防災訓練と同日に開催し、入間市医師会等々の関係機関、西武地区第3区自主防災会の協力により訓練を実施させていただきました。

次に、同ページの目18防犯費の概要であります。中段の防犯関係事業では、犯罪発生件数は減少しているものの、市民が体で感じるいわゆる体感治安は改善されておられません。また、家族になりすまし多額のお金をだまし取る振り込め詐欺被害や街頭犯罪の抑止のため、地域防犯活動団体や役員とともに街頭啓発活動を市内各駅やスーパー店頭において啓発チラシの配布を行い、被害の防止や犯罪に巻き込まれないよう注意喚起の啓発活動及び防犯パトロールを積極的に実施いたしました。

次に、防犯灯関係事業につきましては、区自治会の要望により、犯罪の抑止のため防犯灯を設置し、また入間ロータリークラブよりLED防犯灯40基、100万円相当のご寄贈をいただき、既存の防犯灯とつけかえを行い、適正配置と適正管理に努めました。

それから、ページ数が飛びますけれども、134から135ページとなります。款3民生費、項4災害救助費、目1災害救助費については、予算執行を伴う災害の発生はありませんでした。市民が求める安全・安心まちづくりのため、適正な予算執行と事業運営に努めてまいります。

以上で概要説明とさせていただきます。

委員長 続いて、市民課所管のものについてお願いします。

市民課長 市民課の決算概要を申し上げます。市民課の業務といたしまし

ては、住民基本台帳法、戸籍法、外国人登録、埋・火葬許可、市営葬、各種証明発行に関すること等で、市民が直接来られる窓口事務が主な仕事でございますので、親切、丁寧、迅速、正確をモットーに業務を執行いたしました。

最初に、歳入の主なものからご説明いたします。決算書20から21ページをごらんください。款13分担金及び負担金、項1負担金、目1総務費負担金、節1総務管理費負担金、1市営葬負担金、収入済額1,823万3,000円は、市営葬を利用した施主の方からの負担金で、内訳は祭壇を使用した方237件分、祭壇を使用しなかった方225件分、それと過年度分が4件分と、あと平成21年度の収入未済額はございませんが、平成19年度以前の未納額は10件で40万1,000円が収入未済額となっております。

次に、決算書28から29ページをごらんください。款14使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料、節2戸籍住民基本台帳手数料、1戸籍手数料4,167万3,800円は、戸籍住民票、印鑑証明、諸証明等の発行手数料でございます。

次に、決算書40から41ページをごらんください。款15国庫支出金、項3国庫委託金、目1総務費委託金、節2戸籍住民基本台帳費委託金、1外国人登録事務委託金357万5,000円は、外国人登録法に基づく外国人登録事務の委託金でございます。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。決算書の102から103ページをごらんください。款2総務費、項1総務管理費、目20諸費、節13委託料、大事業、市営葬運営事業、支出額3,330万7,500円

は、委託契約に基づき市営葬を受託した15業者に対する葬儀の委託料3,021万円及び瑞穂斎場組合に支払った霊柩車委託料309万7,500円であります。埋・火葬許可件数1,088件に対しまして、市営葬申請件数は462件、42.5パーセントでありました。

次に、決算書106から107ページをごらんください。款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、支出額2億221万1,555円の主なものは、市民課職員19名分の人件費と、市民課支所・出張所で取り扱っている各種証明等の発行業務にかかわる業務経費でございます。このうち住民基本台帳ネットワークシステム運営事業に1,702万6,124円、また戸籍総合システム事業4,014万3,054円の支出がございました。

続きまして、次ページでございます。109ページまでになりますけれども、款2総務費、項3戸籍住民台帳費、目2支所費、支出済額1億8,955万3,508円の主なものは、5支所でございます。職員22名分の人件費と、支所管理、維持修繕、事務費等のための経常経費でございます。

以上、市民課の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員長 続いて、市民生活課所管のものについてお願いします。

市民生活課長 市民生活課所管の平成21年度決算につきまして、主な概要をご説明申し上げます。

初めに、歳入から申し上げます。決算書22ページから23ページをお開きください、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理

使用料のうち6市営自転車駐車場使用料2,972万9,100円でございますが、前年度対比で4.69パーセントの減、額にいたしまして146万4,000円の減収となっております。この主な減収の要因につきましては、最近の健康志向による徒歩通勤者の増加ですとか、節約志向が増大したためであるものと考えております。

続きまして、歳出の主な概要をご説明いたします。決算書88ページから89ページをお開きください。89ページ、下段、大事業、消費生活推進事業728万2,995円ですが、主な事業内容は、市民の消費生活上の相談事業となっております。相談件数は1,141件で、前年度対比では131件の減少、率にして10.3パーセントの減となっております。主な相談内容は、商品別分類25項目の中で金融保険サービス部門での消費者金融の債務問題や、運輸・通信サービス部門のインターネットに関連した架空請求などがあるものとなっております。

続きまして、6行下をごらんください。大事業、市民相談関係費374万182円でございます。こちらにつきましては、法律相談など全13種の市民相談を実施をいたしました。平成21年度の市民相談件数は2,067件で、前年度対比で339件の減少となっております。この減少要因につきましては、日常生活上の一般相談が主なものとなっております。

次に、決算書100ページから103ページをごらんください。101ページの下段、大事業、交通対策事業4,850万923円は、前年度対比で12.02パーセント、額にして662万4,700円の減額となっております。

ます。この減額の主なものは、中事業、交通安全施設整備事業の中の小事業、維持管理費で、3年に1度実施しております道路照明灯の安全点検業務委託が昨年度は未実施の年であったことや、道路照明灯電気料金の減額によるものとなっております。

次に、103ページ、上段、大事業、市内循環バス運行事業5,145万6,059円ですが、前年度対比で25.87パーセント、額にして1,057万7,185円の増額となっております。この増額につきましては、昨年6月に市内循環バスにショートボディ型の新車両3台を導入いたしました。この3台分の減価償却費1,056万3,960円が新たな経費として加わったことによる増額となっております。

以上、主なものを申し上げます。よろしく願いいたします。

委員長 続いて、保険年金課所管のものについてお願いします。

保険年金課長 平成21年度入間市一般会計歳入歳出決算認定について、保険年金課所管のものについてご説明いたします。

まず、歳入でございますが、決算書32ページから33ページをごらんください。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、備考中5保険基盤安定負担金2,421万999円は、保険税軽減の対象となりました一般被保険者数に平均保険税を乗じた金額の一定割合を保険者支援金として国から受け入れたものでございます。

次に、40ページから41ページをお願いいたします。款15国庫支出金、項3国庫委託金、目2民生費委託金、節1社会福祉費委託金、備考中1国民年金事務委託金3,310万8,770円は、国民年金事

務に要する人件費及び物件費が国から交付されたものでございます。

次のページになりますが、款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、備考中3保険基盤安定負担金8,259万9,949円につきましては、先ほど申し上げました款15国庫支出金と同様の趣旨により、こちらは国からの保険者支援金2分の1に対し、県からは4分の1の金額と、低所得者に対する保険税軽減相当額の4分の3の金額を県から受け入れたものでございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。恐れ入ります。122ページから123ページをごらんください。款3民生費、項1社会福祉費、目6国民健康保険費、節28繰出金、備考中国民健康保険特別会計繰出金24億6,000万円は、一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

以上でございます。よろしくご審査、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより市民部所管のものについての質疑に入ります。

まず、歳入の款13分担金及び負担金、款14使用料及び手数料、款15国庫支出金、款16県支出金、款21諸収入について質疑を願います。

金澤委員 決算明細書23ページ、総務使用料のうち市営自転車駐車場使用料、入間市駅南口の駐輪場なのですけれども、やはりこれだんだんと使用料が減ってきてはいるのですけれども、先ほどのご説明

で徒歩通勤という話もありましたけれども、その就業人口自体がやっぱり団塊の世代が定年を迎えて、つまり電車通勤していく、都内に働いている人が減ってきているのではないかという背景もあると思いますけれども、その点に対する影響というのはどのようにお考えですか。

市民生活課長 市民の方が使用されるときに、申込書がございまして、そのときに学生の方については何々学校ですとかということがございまして把握はできるのですが、退職をされる方ですとか、そういった方の把握については、ちょっと今現在調査をしていないところでございます。

金澤委員 改めて実態の把握に努めていただきたいと思うのですが、今度は1階と、屋上の屋根のない3階とでは、これ料金が違って、3階は非常に学生向けに安く低額で提供していると思うのですが、1階、2階と3階区別して、今まで1階、2階使っていた人が、ちょっと経費削減のために3階でやむなしということで移ったとか、各階別の料金の増減については把握されていますか。

市民生活課長 増減というと、決算数値ということでよろしいでしょうか。

金澤委員 はい。

市民生活課長 1階が平成21年度もちろん決算でございしますが、665万9,400円、これについては前年度対比でマイナスの30万5,800円という形になっています。2階の自転車……失礼しました。先ほど1階の自転車につきましては、月2,200円となっております。

続きまして、2階の自転車の月額が1,800円となっておりますし

て、平成21年度決算額が771万6,600円、前年度から比較しましてマイナスの58万5,000円となっております。そして、先ほど言われた屋上の駐車場、屋上は屋根がないところでして、月額500円となっております。こちら平成21年度決算額が291万4,000円、前年度と比較しますと1,500円ほど増加をしておるという形になっております。その他1日当たりの額必要でしょうか。

金澤委員 いいです。

市民生活課長 よろしいですか。

以上です。

金澤委員 以上で結構です。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、次に歳出について質疑に入ります。

以降は、歳出に関連する歳入の質疑についても許可いたします。

ここで休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目11市民活動推進費、目12文化振興費、目13国際交流費、目14市民会館費、目15産業文化センター費、目16文化創造アトリエ費についての質疑を願います。

金澤委員 目11市民活動推進費についてお伺いします。報告書52ページで

す。自治会に対して自治会報奨金7,214万6,000円、毎年のように大体同じ額拠出されているわけなのですけれども、私自身議員としていろんな各自治会の年度末の決算の総会に参加させていただくと、決算の報告があるのですけれども、自治会によって正直言ってかなり予算・決算書のつくり方、またその報告の仕方にばらつきがあって、かなり大ざっぱにくくっているところもあれば、きちんと細かく明細を勘定科目ごとに出されているところあると思うのです。事前にお聞きしたところ、担当課では平成19年度からそのような会計の予算・決算書のつくり方について平成19年度、20年度ということで、標準となるサンプルを提示して、ある程度統一的な予算・決算の仕方を推進されているというお話は事前にお聞きしましたけれども、現状そのようなサンプルに従って、最低限入間市として統一的な予算・決算書の会計報告のできている自治体は121自治体のうちどれぐらいあるのかということが1つと、もう一つは残念ながら決算報告書が出ていない自治体も以前はあったようなこととお聞きしているのですが、現在そのような自治体はなくなっているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 自治文化課長。

自治文化課長 自治会の決算書につきましては、総会資料ということで各支所が事務局をとっているということですので、支所のほうで自治会の総会資料というものを提出、これは事務用ということで提出をいただいております。その中で、標準的な決算書を示させて

いただいて、それに準じて資料のほうをつくっていただいているということになります。その中身を標準的な形あるいはもともと自分たちのオリジナルの決算書をつくっていたというような自治会もあります。そういう中で支所長等が事務的に決算資料を見る範囲の中では、ある部分ではちょっと工夫したほうがいいのではないかというようなところの自治会もあろうかと思いますが、大方内容的には市民の方、住民の方たちがわかるような決算書をつくられているというような報告は受けております。

それから、あと現在、決算書につきましては、121の自治会の中ですべての自治会が決算書はつくっているということでありませう。

以上でございます。

金澤委員 実際入間市は、地域によって違う。東藤沢は特別なのでしょうけれども、地域によってはおかしいなと思ってもなかなか手を挙げない、何か質問がありますかと言っても手が挙げられない自治体は多いと思うのです。そのような意味で、やっぱりある程度勘定科目、例えば役員に対して諸費用という形でくくっている自治体もあれば、きちんと交通費、電話代とか勘定科目を細かくして、明確にしている自治体もあると思うのです。自治会費そのものが、月々の自治会費が地域によって全くけたが違うぐらい違うのです。そういう意味で、しっかりとやっぱり住民の中で他の自治会とうちの自治会がどこがどう違うのか、高い分その分サービスがいいなど比較できるように、なかなか声が挙げられない、

質問で手を挙げられない住民も多いので、ある程度会計について勘定科目等を統一していただくような指導をしていただきたいのですが、先ほどはおおむねというような、かなり数字なしでのご報告だったのですが、数字的にはまだでは把握はされていないということですか。あわせていうと、資源ごみなどの回収について、一般会計、全部一くくりにしているところもあれば、きちんと特別会計にして分けているところもあって、非常に明確なところもあるのです。そのような意味で、ある程度統一的、最低限のラインが達する、達しないところの区別というのはまだ把握はされていないですか。

自治文化課長 先ほどお話がありましたように、平成19年度から各自治会に対しての予算書、決算書あるいは総会におけるいろいろな手続等についていろいろと助言という形で示させていただきました。その中で実を申しますと、会則もなかった自治会もあったということですが、それらについても順次整備されてきたということです。現在の水準をさらに高めていくということになりますと、恐らく自分の自治会だけでは判断できないところもあろうかと思えます。その中で助言ができる立場といいますと、事務局をとっている自治文化課であったり、あるいは支所長ということになりますので、それらの中で連絡をとって質を高めていきたいと思っております。

それから、あと特別会計を設けている自治会もあるということですが、ある面では1つの会計の中で整備することも、会計その

ものが明確になるということはあろうかと思えます。それから、自治会の会費につきましても、自治会の規模、多いところだと2,000世帯を超えている自治会もあります。少ないところでは、本当に少数の自治会もあります。その中で統一的な自治会費というのはなかなか現実的には難しいと思えますので、すべて自治会の状況というものの中で適正な自治会費を会費として納めて会の運営を行っているのではないかと思います。

以上でございます。

金澤委員 ちょっと誤解があるといけないので、私自治会費を別に統一しろということではなくて、きちんとそれが行き先が明確になるようなよりよいものがないかというふうに思っているのです。さっき言った資源ごみなんかの特別会計にしたほうがいいというのは、残念ながら一部の自治会で、特にこの資源ごみ関係の会計処理が不明確なので、役員の方々が誤解を招くようなことでちょっと紛糾をしている自治会が多いのは多分お耳に入っていると思うのです。その多くはこの資源ごみなんかの会計が一緒になっているせいだというふうに私は理解しているのですけれども、その点についてご指導いただいていることですので、今後ともお願いしたいと思います。

あともう一点、この自治会についてなのですが、最近、やっぱり虫食い現象の関係も含めてかなり飛び地の自治会、お宅が離れていて、飛び地の自治会が多いようなのです。例えば、藤沢でも坂の上と坂の下で飛び地で、この1区画だけがほかの自治

会に入っているということで、非常に、それはもともとの地主さんの関係でそのまま旧来の離れた自治会のほうに所属しているとかいうことであるのですけれども、確かに自治会に加入そのものは民の世界の話なので、市としてこっちに行きなさい、あっちに行きなさいとかという区画整理はできづらいとは思いますが、その点についてできればやっぱり地域がまとまって行動するというのには望ましい姿だと思うのですが、その点についてどのようなご見解、今後の方針があればお伺いしたいと思いますけれども。

自治文化課長 自治会、言いかえると地縁組織ということですから、基本的にはその地域の中の連帯というものをベースとした組織だと思います。ただ、やはり独立した考え方あるいは運営ということを行っているということですので、行政が関与するというのは非常になかなか難しいところがあるかと思えます。会の運営の中で不合理が生じた場合については、組みかえるとか、あるいは分離するとか、そういうようなことも実際には起きてくるのではないかと思います。そのような相談があったときにつきましては、自治文化課としては対応していきたいと思えます。

以上です。

金澤委員 それがもともと昔からその自治会がある程度の考え方があって、その地域とはくっつかないで、ほかのところとくっつくよというのであれば仕方ないのですけれども、私が今申し上げている

のは、例えばAという地区に住んでいる地主さんが、Cという地域に土地を持っていて、その土地が新しく相続を含めて分譲で開発されたときに、そのミニ開発された地区が、それが本来であるCという地区の自治会に入らないで、もとの地主さんのAという地区に入っているというそういうケースがあるわけなのです。そのようなケースについては、住民の方も全く経緯もわからないまま仕方なくAという地区に入っているということで、なかなか住民のほうから声を挙げづらいというのがありますので、もしそのようなご相談があれば積極的にご相談に乗っていただきたいというふうに思います。

以上です。

〔(関連で) と言う人あり〕

野口委員 自治会報奨金、額のことはこの場で言っても始まらないので、今、決算書のことで全般出ましたので、私はちょっと気にしていた決算書というか、決め方というか、話全体がちょっとこじれた。私が言いたいのは、平成19年度に個人に行っていたものが、自治会の口座というか、行くようになって、その使い方としては今までどおり役員へ、一部をやってもいいし、全部自治会に回してもいいという、そういう要綱を設けましたよね。それで、普通のところは決算書に載っているのです。ちゃんとスルーではいって、いってこいで。みんなが、これ当然報奨金だと思っているから、みんな予算、決算パチパチなのです。

ところが、あるときに使えるということを知った、ある総会で。

このお金は自由に使えるという情報を知った自治会の会員が、なぜそんなのをみんなに取り諮らないのだというクレームを出して紛糾しそうになったわけです。ちょっと私ごとになりますけれども、本来市は個人、役員の報奨金という目的はまだ捨てていないということでちょっと取り繕ったのですけれども、ここで言いたいのは、どっちでも使ってもいいということを挙げておきながら、市民に公表せず、役員だけでそれをスルーしていると、これは本当はよくないのです。だから中途半端な状況になっていまして、市はなぜその目的をはっきりさせて、これは本来報奨金ですよと。ただ、自治会に上げるから、それをどう使おうと勝手ですよぐらい言えば、それはもう諮らずにスルーでいいわけです。今の要綱だと、何に使ってもいいですよ、それは自治会が決めていいですよとおっしゃる要綱でしょう、多分。そうではないですか、ニュアンスとしては。そのニュアンス、その要綱の規定の意味から教えてください。

自治文化課長 最初の考え方ということですが、まず制度を改正いたしましたのは平成18年度に制度改正いたしました。従来は、区長、副区長、班長に、個人に報奨金としてお支払いしていたものを、歳出根拠は区長さんの数とか世帯数ということになりますが、自治会へ交付するということで入間市自治会報奨金支給交付要綱ですか、交付要綱というこは要綱で定めております。ただ、それはあくまでも交付をするという手続ということになります。ですから、自治会が会計に受け入れる、そこまでの要綱になっているわけで

す。そこから先をどういうふうに使おうかというのが今の話題になっているということだと思いますので、そこについては平成19年度以降ということになります。会計の歳入の中で自治会報奨金を決算としてちゃんと記載してください。それから、支出についても、自治会の中で役員の報酬を、それを財源としてお支払いする場合については、そういうことも記載をしてください。それ以外の事業目的のために使うことも自治会の中で議論して、総会の中で確認をとって行ってください。ですから、予算の中では当然役員報酬ということで科目が出れば、それは議題として出てくるということですので、そういう形の中で、自治会の中で協議し、決定していただきたいということで助言をしております。

野口委員　そこなのです。その情報開示があいまいで、普通の人は従来どおり、これは報奨金だと思っているから、予算に載っていても文句言わないし、決算書に載っても文句言わない。ところが、それを自治会で決めることができるということを知った人は、それに異議を差し挟んだのです。ですから、今の市の対応が中途半端だということで、今の現状を追認するなら、要綱ではっきり本来は報奨金だと書いて、そういうことを書かないとはっきり言って今の状況は自治会にお任せだから、それお任せ、大金、お金が多いし、本来は情報を開示して、総会なりに諮らなければいけない。開示しないとイケない。ところが、自由に使えますよということを知っている自治会の会員、つまり住民は何人いるかということです。ですから、私の法的な感覚では物すごく中途半端、決算と

うか、会社勤めの人間からすれば物すごく中途半端な感じが市にするわけで、最後に評価について中途半端かどうかという認識についてお聞かせください。

自治文化課長 年に1回しか自治会の総会は行われないうことです。

ですから、そういう中では正しい情報を伝えていくということは当然必要なことかと思えます。自治会の役員さんも、単年度変わる自治会もあろうかと思えます。そういうことからすれば、我々行政としては、その自治会の代表である会長さんに毎年同じような形での報奨金の内容について説明をし、それを受け入れた自治会の中で、地域の総会の中で説明していくような形での伝え方をしていきたいと思えます。

以上です。

山本委員 今のやりとり聞いていて余り意味がわからなかったのも、わかりにくいところがあったので、ちょっと確認させてほしいのです。私の認識が足りないところがあるのかなと思うのですが、基本的なことであって申しわけないのですけれども、今野口委員おっしゃられた自治会報奨金、前区長等報奨金でしたよね。前は区長等報奨金であった。平成18年に制度変わられているということで、基本的なこと申しわけない。ちょっとご教示いただきたいのですが、この報奨の対象者という部分、前は区長等で個人であったのが、今自治会にお金払っているけれども、報奨の対象も個人から自治会単位に変わったのか、変わっていないのか、その部分ちょっと定義をご教示いただいていいですか。

自治文化課長 交付の対象は自治会でございます。

山本委員 今の定義でいかれると、今までは区長さんなら区長さん、副区長さんなら副区長さん、班長さんなら班長さん、個人に対する慰謝というか、報奨だったと。それが自治会全体、総体で、自治会に対する報奨に変わったということで理解をすると、これはもう報奨金の性格が変わってしまったということですね。

自治文化課長 そうです。

山本委員 そういう理解でいいのですか。多分もらっているほうの人たちは、先ほどおっしゃられたとおり、まだ個人あての分だと思っているからみんな右から左へ流しているわけで、そういうふうに認識に差があるということで現状理解してよろしいのですか。ちょっと基本的なことで申しわけないのだけれども。

自治文化課長 この自治会報奨金につきましては、自治会の運営のための市からの交付金ということではございません。行政に対する自治会の協力ということに対する報奨金ということになっております。その多くの行政に対する協力というものが自治会の中では、例えば広報紙であるとか、議会だよりであるとか、あるいは公民館だよりとか、いろんな広報紙の配布であるとか、あるいは市と協働して行う、例えば市民清掃デーであるとか、防災訓練、いろんな形での自治会の中で行政とタイアップして、あるいは行政からの依頼事項の中で行う事業があらうかと思えます。それらに対して自治会に対して市のほうから謝礼、報奨金という形で支出しているということが、市から自治会へのお金になるということ

あります。

その中で、今度は自治会の中で、その事業をどういう方たちが担っているかということが次の段階になろうかと思えます。その中で何も算出根拠がない中で、自治会でということもこれは考えられると思えます。ただ、一つの我々が自治会に交付している算出根拠というものがありますので、それをもとにして自治会さんの中で市から交付された金額を再分配しているという実情もこれはあります。ですから、それは確かにニュアンス的にはすりかわってしまうというふうなとらえ方もありますが、もともとは自治会という組織が行政に対する協力に対しての報奨金ということで我々は要綱を定め、交付をしているということですので、以上でございます。

山本委員 概略おっしゃっていること大体わかるようになってきたので、このぐらいにしたいと思うのですけれども、市のほうとして係る報奨金の性格を変えようと思っておられる部分があるわけですね。それで動かしているわけですね。それでいくとするならば、名称を含めてきちんと整理されたほうがいいと思えます。報奨金という名前引きずっている分で、多分その部分認識の差出ているのだというふうに、自分自身も自治会活動お手伝いしている中で見えてくる部分でもあるので、一括交付金ではないけれども、要するに事務の請け負いで出てくる部分のお金であって、それはもう団体に対して交付しているお金だということであれば、活動交付金なりなんりの形で名前まで変えてしまうほうがよりわかり

やすいのではないかなという意見を持ちましたので、それだけ申し上げて、この程度にしておきます。

〔(ちょっと何かニュアンスが違ったよ
うな感じで、1回暫時休憩してくだ
さい) という人あり〕

委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

午後 3時34分 再開

委員長 会議を再開いたします。

野口委員 目12の文化振興費で報告書の55ページです。入間万燈まつり実施事業、私が議員に成り立てのころ議論があった職員スタッフと市民スタッフとの関係で、今、この職員スタッフというのは、55ページに書いてある文化振興スタッフ、人数102人、これだと思うので、これに対して、当日入っている市民スタッフというのは何人ぐらい。だからこれが職員が100人だと思うのだけれども、それ違ったら訂正してください、職員スタッフは。市民の実行委員会と思われるのですけれども、市民スタッフは何人ぐらい当日いらっしゃるのですか。55ページ、報告書。それに基づいて言っております。

自治文化課長 万燈まつり、ちょっと整理させていただきますと、職員であります文化振興スタッフが、ここに記載してある人数ということになります。それから、職員であり、当日スタッフという方も

おります。それと、あと本当の純粋な市民ボランティアスタッフという方がいらっしゃいます。平成21年度の市民ボランティアスタッフは224人。

以上です。

野口委員 その他の職員が何人。まだその質問の途中で、職員スタッフ、この102人以外の職員スタッフは何人。

自治文化課長 当日の職員スタッフ249名になります。

野口委員 何かわかりにくいな。それは102人以外で249人、それとも文化振興スタッフと言われる、これを含めて249人なのですか。ちょっともっとわかりやすくお願いします。

自治文化課長 別の方です。

野口委員 そうすると、ここでは一般給与、職員手当、これは時間外ということですが、この369万5,000円強のというの、これ102人に対する時間外勤務手当と読み取れるのですが、それでいいのですか。

自治文化課長 まず、訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。先ほど申し上げました249名につきましては、文化振興スタッフを含んだ人数ということになりますので、当日のスタッフにつきましては、この249名から102名を引きました147名が当日だけのスタッフということになります。時間外勤務手当につきましては、この文化振興スタッフというのは当日だけではなくて、もう早い段階から準備にかかっている職員になりますので、その職員の分の時間外ということになります。

野口委員 もっと細かく聞くと、文化振興スタッフの時間外勤務手当とい

うのは、当日だけではなくて、前からかかっている分の時間外勤務手当も含まれるのかということと、ではそれ以外の147人の職員の、多分これ同じように時間外勤務手当だけかもしれないのだけれども、時間外勤務手当は払っているのか、その2点を給与についてお願いします。

自治文化課長 まず、前半の文化振興スタッフにつきましては、準備段階、例えば8月、9月、これらの準備作業が当然時間外になりますので、それらの時間外勤務手当も含んでいるということになります。それから、当日の時間外もあります。ただ、当日……

野口委員 当日で。

自治文化課長 文化振興スタッフの当日の。

野口委員 そうそう。

自治文化課長 基本的には8時半から5時までの勤務については、振りかえを原則としてくださいということとなっております。ですから、5時以降の時間外が対象になる。

それから、あと当日のスタッフにつきましても、時間外勤務手当が発生する職員、管理職は発生しないということになりますけれども、2日間とも原則振りかえ休暇という形でお願いして、5時以降のところについては時間外勤務手当の対象になるということです。その中で非常に複雑なのですが、当日スタッフで時間外勤務が発生する職員手当、時間外勤務手当につきましては、商工課のほうの予算で組み分けをしているということでございます。

以上です。

野口委員 そうなると、商工課から出た明細、持っていないかもしれませんが、
んけれども、幾らぐらい、百うん十万円という感じで、どのぐら
い。

自治文化課長 平成21年度当日スタッフの商工課で決算として執行した時
間外勤務手当が37万3,927円。

野口委員 商工課も絡んでいるのですけれども、この市民スタッフと職員
スタッフの管理というのはおかしいのですけれども、そういったの
は自治文化課でよろしいのですよね。それを前提に話しますね、
何かいろいろあるので。それはよろしいのですね。

では、進めて、職員スタッフと市民スタッフの仕事の違いとい
うのは改めて聞きたいのですけれども、何か前ちょっと責任ある
仕事というのは昔聞いたことあるのだけれども、もうちょっとわ
かるように。

自治文化課長 文化振興スタッフ、市の職員で準備段階から入る職員とい
うことになりますが、任命という形で5月の中旬、6月の初旬ぐ
らいにその役を担っていただいているということです。万燈まつ
り実施するには、当日山車を運行する市民の方たちとか、あるい
はいろんな形で出店をする方たちという、当日かかわる方が当然
いらっしゃいます。それを支える、例えば電気部会であるとか、
あるいは出店の準備をする段階のものとか、そういうまつりの準
備をする段階では非常に大きな業務が発生いたします。それらに
ついては、自治文化課、商工課を中心にして部会を設けて、いろ
んな部会の中で、そこに文化振興スタッフの職員が入って、祭り

のための準備作業をしているというようなところがございます。

市民スタッフにつきましては、いろんな分野があります。祭りを盛り上げてくれるための方もいらしっしゃいますが、最近ですとごみを拾ってくれるようなそういうような形のボランティアの方が非常に多くなってきているということで、ですから祭りそのものを楽しむということではなくて、下支えをしてくれるような市民スタッフの方もだんだんふえてきているということの傾向が出ております。

以上です。

野口委員 一言で、この場で全部わかるのは無理だと思うのですが、最終的に私が言おうとしたことは、やっぱり事務局体制というのですか、ずっと追って、かつ手配というか、いろいろ事務局体制、それは職員でないとできないし、これは私もいろいろなイベントで職員の事務局体制というのは大したものだと思っているのですが、何か市民で担えるもの、単発的なもの、これについて市民が担うべだと思うのです。住み分けについて、かつ単発的なものだったら希望の職員に來いと。來なかつたら、いいよと。だれか官房長官みたいに将来の出世に響くよとは言わないですが、単発的だったらもう來いと、希望者だけ來いとという感じで、職員であっても無償であってもいいと思うのです。だからそういう住み分けをお願いしたいということで、事務局は責任あるし、ずっと追わなければいけないし、職員がやるべきだけれども、単発的に知恵を出し合ったり、会議を持つとか、もしくは当日、山

車を安全にやるとか、どこまでかわからないけれども、無償でやる分について、市民がやる分、もしくは職員で希望者だけにやらせるというものを検討していただきたいと初めて要望出したのですけれども、いかがですか。

自治文化課長 1つの例になりますが、今年度、万燈まつり一番中心になる伝統創作部会というのがあります。山車とかみこしの運行すべて仕切るということですが、そのリーダーは市民スタッフです。その中で、またリーダー以外にも市民スタッフの方たちがいろいろな形で活躍してきているということです。ですから、傾向といたしましては、職員だけですべて準備をしていくということではなくて、非常に熱意ある市民の方たちがそういうところで中核の活躍をしてくれる。それから、あと先ほど申し上げたごみを拾う方のボランティア、それから場内放送も原稿等は我々がつくっていただきますけれども、放送担当を市民の方たちが行っていくということで、大きな、いろんなところで市民のスタッフの方たちがメインに活躍してきているということがありますので、この傾向をどんどん、どんどん広げていきたいと思えます。

以上です。

金澤委員 万燈まつりなのですけれども、先ほどのご説明の中で時間外勤務手当、5時以降については払うのだというような話だったのですが、これについて今年度の法改正の関係で、半休での振りかえというのが今後考えられていくのでしょうか。

自治文化課長 例えば、8時半から5時ですが、そのうちの午前中を振り

かえして、午後は時間外というようなそういうようなことでよろしいでしょうか。

金澤委員 ちょっと私説明なかったと思うのですけれども、8時半から5時まではもう基本的には代休ですよと、今までできましたとおり。ただ、5時以降については時間外勤務手当ですよというようなご説明であったので、例えば5時から夜の8時までとか夜の9時までの方がいらっしゃいますよね。今まで時間外勤務手当払ったものを本年度の法改正で、半休をとることで振りかえても可だよと、選択制もあるよという話ありましたよね。だから今後、これについて、先ほどの5時から夕方の部分については、半休でとって、その時間外勤務手当が減っていくというようなことも今後あり得るということですね。

自治文化課長 現時点では、5時以降については時間外という形で示してしまったというのは事実でございます。ただ、法改正の中で取得ができるということは事実だと思います。ですから、それは本人の選択の中で、やはり半日振りかえを自分はとりたいというような形の中では対応していきたいと思います。

金澤委員 続けて、万燈まつりについてお伺いしたいのですが、万燈まつりで、実際当日夜までやるわけですので、各照明、出店などの電球を使ってかなりの電気代がかかっているというふうに思うのです。事前に担当課にお聞きしたところ、この2日間の電気代が平成20年度で約28万3,000円ぐらいで、去年が27万7,000円ぐらいかかっているということで、金額的には大きくないのですが、ただ

これについては防犯灯のように定額制ということで、何時から使っても、使っても使わなくても同じ電気代だというようなお話を承りました。

そこで、お伺いしたいのですが、やっぱり万燈まつりも伝統の継承というところだけではなくて、新しい時代に対応して環境を重視したということで、電気についてもLEDを使ったり、ボール型蛍光球を使ったり、努力は既にもう、いろいろなちょうちんなどはLED使ったりされているとはお聞きしたのですが、各出店とか山車とかについては、白熱球が生産中止になるということだからかなり買い占めた方も、自治会とか山車の人たちもいらっしゃるということなのですけれども、この基本的に出店なんかに使う電球等については、今後原則省エネ型の電球にしてくださいというような形でのご検討ができるのか、もしできるのであれば、この定額制についても、東電に対しても全然使用する電球の消費量が下がったのだから減額できないかという交渉ができないのか、その2点についてお伺いします。

自治文化課長 まず、1点目の省エネ化ということだと思います。市のほうでちょうちんであるとかそういうものについて白熱灯から蛍光管にかえてきているということで、それは一つの先行事例ということで、それを示していきながら、出店する団体等にもお話をしていきたいと思います。ただ、当然費用がかかるということですので、それが受け入れてくれるかは団体さんのほうの判断になるかと思います。

それから、あと定額制についての東京電力との交渉ということですが、ここは私のほうで現時点でお答えするというのは非常にやっぱり困難なことで、制度として仮設電気の使用のルールということは東電でつくっているということです。かなり消費電力が進むということの軽減措置が東電の中で制度ができれば、当然我々としてはそれらについて確認をしていきたいと思います。

以上です。

金澤委員 よろしく申し上げます。

目16の文化創造アトリエについて報告書61、62、63、64ページまでなのですが、ざっと報告書62ページの文化創造事業を見させていただきますと、残念ながらほとんどの事業で収入より支出のほうが大きいということになっています。誤解ないように言っておきますけれども、私は全部黒字にしろと言っているわけではなくて、確かに少人数、マイナーだけれども、細く、長くやっていただきたい事業については無理に黒字化を図るとやっぱりつぶれてしまいますので、ある程度文化的な支援というのは必要だという前提でお話ししますけれども、だからといって全部赤字でいいのかと。指定管理者制度に任せていますけれども、指定管理者の役割は、あくまでも事業の推進ということもありますけれども、やっぱり経営的な感覚というものがある程度は求められてくるだろうということで、この事業の赤字については620万円の補助を出しているということで、その620万円の中でやってくださいということだと思うのですけれども、ただ果たして本当にこれでい

いのかという気がするのです。中には、あと500円か1,000円上げれば黒字化になるような大きな事業も100人単位とかありますし、細かいこと言えば下の段で染め織物ですが、染織体験工房運営で1,597人が使っていますけれども、収入ゼロで200万円かかっていると。無料がいいとか悪いはあるのだと思うのですが、そこいらについてのお考えはいかがですか。

自治文化課長 文化創造アトリエにつきましては、館の管理、それから文化事業の推進ということで、大きく分けて2つの事業を指定管理者のほうに委託をしているということでもあります。文化事業につきましては、指定管理料の中でここに示させてございます620万円、さらに各事業の参加費、入場料、これらの中で収支事業という形で実施していただいたというようなのが現状でございます。

それから、産業文化センターと市民会館と制度として若干違うのは、文化創造アトリエにつきましては利用料金制という制度をとっているということです。ですから、施設の使用料につきましては、利用料につきましては、法人の収入になると。そういうことの中で、NPO法人、要は非営利活動団体ということですので、収益の微妙なところの中で良質な事業を行うということは非常に私としてはすばらしい事業を展開してくれていると思います。ですから、実質入場料、参加費、それから620万円の指定管理料の中では、トータル赤字になっているのが現実です。これはやはりトータルで黒字になるということは、法人の中でも努力していきたいというふうには考えているというふうに従っています。

それと、あと利用料金ということの中で、平成21年度にはトータルの法人の会計の中でやりくりできたということで、一生懸命努力していただいたというふうに私は評価しております。

以上でございます。

金澤委員 ご努力していただいているのはわかるのですが、この赤字の状態を本当にこれでいいのか、もうちょっと経営的な感覚を入れていただいて、例えばこれである程度その赤字額が減らせれば、ホールとかスタジオなどほかのほうの利用料の低減とかいろいろと生かせるのではないかと思うのですが、それはホール、スタジオの使用料については全く関係がないのですか。関連してこないのですか。

自治文化課長 使用料収入に影響してくるかというようなご質問でよろしいでしょうか。まず、貸し館としての使命がアミーゴはあります。それで、NPO法人、指定管理者が行う自主事業につきましては、年度の初めの計画で行うというような計画もあります。あるいは、一般の利用者が少ない時期に自分たちの自主事業を行うということで、時期を計画的にそのような形を行って、一般の市民の方たちがホール等を使うことを優先として年間のスケジュールを組んでいるというような、そういうような運営も行っているということでございます。ですから、当然一般の方たちが有料で使用料を納めて行うということにつきましては、それらを優先して自分たちの自主事業を計画しているということでございますので、ということで収入についてもある程度年間を通して安定した収入は

得ているというふうに理解しております。

金澤委員 この問題についてはこれで終わりにしたいと思うのですけれども、要するにこの620万円含めて、同じ運営補助が今の入間市の財政でずっとキープできればそれでいいとは思っているのですけれども、多分厳しく削減の方向になっていくのではないかと。そうなったときに慌てて、ではこの事業を廃止しましょう、この事業を廃止します、全部赤字だとなっていってしまうと思うのです。そういう意味でもうちょっと経営的な感覚で、どこかでは稼いでいただくとか、とんとんにしていただくとかというような考え方を今のうちからつけていっていただくようにご指導していただければというふうに思います。

以上です。

山本委員 指定管理者の関係で、市民会館と産業文化センターとあるわけですが、決算報告書の57から61ページぐらいまでのところですが、聞きたいこと同じなのでまとめてお伺いしますが、これちょっと過去のと比較をして、これ指定管理者入れて3年目の決算になるのですか、4年目になるのですか。文化振興事業の委託事業の分で実績が出ているわけですが、両施設とも数は減っているけれども、どこも黒字が出たイベントになっているというふうにお見受けするわけです。収支比較してみんなプラスになっていますから、これ指定管理者入れて、恐らくだんだん軌道に乗ってきているのだと思うのですけれども、事業の取捨選択とか経営方法等、運営方法等でやっぱり指定管理者入れたことで

具体的に変化が出たのかどうか、入れたことによって効果がどのように出ているのか、総括しているところをお聞かせいただければと思います。

自治文化課長 指定管理者が行う市民会館、産業文化センターの文化事業ということですが、その入場者の収益率、これらをかなり厳密に他市で行っている事業、それと入間市の置かれている状況、それから過去に入間市で行ってきた文化事業、それらを分析し、損益分岐点というものを明確に定めて料金設定をし、どれぐらいの入場者が想定されたのかと、そういうようなところの中で事業選定をしております。ですから、そういう意味では指定管理者として経営的なセンスの中で事業を行ってきていただいていると思います。

以上です。

野口委員 基本的なことではちょっと、表の見方をここで聞いて申しわけないのですが、58ページと60ページにある収入売り上げ、この表の見方がよくわからないので、売り上げと支出比べたら赤かどうか。市と書いてあって、比較で黒になっているのだけれども、この市というのは、これは足りない分は補うというのはわかるのだけれども、足してプラスで、この見方がよくわからない。わからないからわからないと言っているのだけれども、ちょっと教えていただければ。こんな貴重な時間で申しわけありません。

自治文化課長 では、58ページでご説明申し上げたいと思います。上から3つ目に岩崎宏美アコースティックライブというのがあります。

入場券売り上げ505万円、これにつきましては有料のチケット料金の売り上げということになります。

それから、その下の市244万5,000円、これにつきましては合計欄の市の866万8,000円、これが指定管理料の中で文化事業を行うための指定管理料の合計額ということで、年間の文化事業を行うための指定管理料ということになります。それをこの5つの事業の中で予算化をしたということであります。支出額につきましては、このコンサートに係るすべての経費ということになります。ということで、単一事業の中では売り上げと市の指定管理料の持ち出しの中で750万3,830円、支出が517万8,711円で、差し引いたところが単一事業の中では黒字になるというようなそういう表になっております。

野口委員 それは入り組みはわかったのだけれども、残ったお金、つまり行いというか、866万8,000円を予算計上して渡すということになって、でも黒字が683万九千幾らでしょう。差し引き足りない分だけ振興公社に行くのですか、それともこの600万円含めた860万円が市に、これは契約の問題だからわからない。どっちなのか。

自治文化課長 指定管理者の市民会館、産業文化センター行っている指定管理者である入間市振興公社、こちらが文化事業ということで指定管理料ではない自分たちの主催事業というものを行ってございます。その財源として、法人である各施設ごとで行った収益事業の黒字分について、自主事業会計をまた別に持ちまして、そこで

指定管理料ではない自分たちの主催事業を行っている財源にこのお金が行っているということでもあります。

以上です。

野口委員 全部わかりました。時間ないからわかりました。

金澤委員 恐縮なのですけれども、市民会館なのですけれども、市民会館エレベーターはいつ改修する予定なのですか、それだけ教えてください。乗っていてははっきり言って怖いです。

自治文化課長 平成19年度に耐震の改修工事を行ったということで、要は縦のトンネルの中でぶれがあったということとその平成19年度の改修工事で行ったということ。ですから、最近は恐怖感は少し減っているのかなと思います。

以上でございます。

委員長 ほかにございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目11市民活動推進費、目12文化振興費、目13国際交流費、目14市民会館費、目15産業文化センター費、目16文化創造アトリエ費についての質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

午後 3時03分 休憩

午後 3時15分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 17 防災・国民保護費、目 18 防犯費、款 3 民生費、項 4 災害救助費についての質疑を願います。

横田委員 決算の事項別明細書の 101 ページで、報告書ですと 66 ページ、大事業の防災施設等管理運営事業の中で、評価のところ特に空き教室を利用し、優先的に防災用品の備蓄をお願いしていますが、ずらずらっとあって、平成 20 年度 6 校、平成 21 年度 6 校で合計 12 校に備蓄、配備をお願いしていると思うのですけれども、残りのところにも配備するつもりはないのでしょうか。

市民部参事兼防災防犯課長 お答え申し上げます。

平成 19 年度にも 5 校させていただきまして、平成 20 年度 6 校、平成 21 年度 6 校ということで、残るのが 10 校ということになります。それにつきましては、平成 22 年度も学校と協議し、すべての学校でございませんけれども、配備できる学校は配備していきたい。今後もすべて配備したいというふうな考え方です。

横田委員 基本、全部に配備するというところでよろしいわけですね。

市民部参事兼防災防犯課長 そのとおりでございます。

横田委員 続きまして、報告書の 68 ページなのですけれども、金子駐在所移転に伴い、金子駅市有地の用地造成工事を行いましたとありますけれども、まだ、これは県の工事だと思うのですけれども、着工していない状態だと思うのです。その辺、県のことなのですけれども、なぜかという理由がわかったら教えていただけないかと思えます。

市民部参事兼防災防犯課長 私ども、県の予定に基づきまして、平成20年度測量、平成21年度造成させていただきまして、県がいち早くつくっていただきたいと、私どもお願いはしているのですけれども、担当に申しますと、財政状況等、そして入間市、狭山警察署以外にも、相当数の交番、駐在所の経年劣化したものがあるというようなことで、順番ということで聞いております。ただ、私どもとしては造成も行って、現地も県警本部のほうにも見ていただきましたということで、何とか来年度早期に着工をということでお願いをしているところでございます。

横田委員 具体的にその順番なのですけれども、どのくらいなのかというのが今わかりますか。

市民部参事兼防災防犯課長 第何番目とかというのは、県警のほうも言っていないので、その序列については、私ども把握はしていませんけれども、とにかく部長もそうですけれども、昨年度も警察のほうと、あるいは市長も狭山警察署長にお会いして、直接狭山警察署長、あるいは市長のほうも県警本部まで行って要請したということもございますので、何とか今年度中は無理であっても平成23年度で、県のほうも市と同様ここで平成23年度の、県議会も9月議会も終わりましたので、予算編成に入るということでございますので、先般についても警察の地域課のほうに私ども行きまして、平成23年度の当初予算に盛り込むようにということで要請をしております。

金澤委員 報告書、同じように66、67の防災用品・資機材関係費で、先ほ

ど横田委員からもさきにご質疑ありましたけれども、現在10校残っているということで、具体的に言うと西武小、豊中、豊小、扇小、藤沢東、藤沢南、藤沢北、東町小学校、あと狭山小と宮小の10校だということで、基本的に人口密集地が多く残っているわけです。そうでないところもありますけれども。

それで、まずお伺いしたいのが、平成21年度で6校だというその6校の理由なのですけれども、これはあくまでも予算上の理由で6校だったのか、それとも学校側が空き教室等の、空き教室と言わないのですよね、学校は。余裕教室と言うのですけれども、正確には。余裕教室の準備の都合で断られたのか、その点はいかがですか。

市民部参事兼防災防犯課長 私どもとしては、例えば単年度ですべての学校を配置できれば、これは当然いいことなのですけれども、そうはいかない。まず、1点がそういうことだと、予算の関係もあると。

2点目としては、昨年度も1校子供の総合学習の関係あるいはPTAの役員さんが会議室をつくってほしいというような形で、次年度以降に回してほしいというようなことでお断りというのですか、今年度の配置はできないという学校もあったことは確かです。

金澤委員 それで、確認したいのですけれども、基本的に担当課としてみれば、その設置場所を基本的には1階フロア、1階でお願いしたいというふうに要望していて、現実的に学校側は1階はなかなか

利用頻度も高いので、効率もいいので、1階は出せないというような形での、それにとまっているケースというのはいないですか。

市民部参事兼防災防犯課長 今、委員が言われたとおり、当然いざ災害が発生するときには、そういうものが必要となりますので、低層いわれる1階がよろしいわけです。ただ、学校、特に小学校におきましては、低学年ですと下のほうのフロアを使う。そして、1階については、ほとんど余裕教室がないというふうなことで、学校によっては、では避難所となるのは体育館だろうと、一番先に。体育館の用具置き場をしっかりと片づけて、置かせていただいていることも事実です。

ただ、学校によっては、3階、4階に私ども運んでいって、そこをとりあえずの備蓄の倉庫と言っているのですが、備蓄の配備品置き場として、学校もその後2校ぐらいでしたか、ほかのところがあいたということで、先生自体が下におろしてきたというふうな報告で、うちのほうに上がってきたのも事実でございます。

金澤委員 そこで、ちょっと私疑問に思ったのですけれども、毛布とか食料品、アルファ米とか、こういうものが別に1階でなくてもいいのではないかと。1階の必要性というのは、私なかなか感じられないのです。というのは、例えば1階は倒壊のおそれがあるとか、ある意味高層階でも差し支えないのではないかと。そういう形で柔軟にしていけば、先ほどのご答弁の中では、仮置き場として3階に置いた学校もあるというお話だったのですが、ある意味学校の実態に合わせて、そこいらは自由に選択していくというような

方向性がないのかどうか、その2点について。なぜ1階でなければだめなのかというのを含めて、2点お伺いしたいと思います。

市民部参事兼防災防犯課長 まず、1階で私ども好ましいという理由は、いざ災害が発生しあるいは災害発生のおそれがある場合につきましては、避難所を運営するのは私どもではなくて、地区の自主防災会さんをお願いすると。そうしますと、地区防災会さんにとっては、一番1階がわかりやすいだろう、だれもが運びやすいだろうという観点から、できたら1階をお願いしたいということで、学校にはとりあえずお願いしております。

ただし、今委員から言われるように、学校につきましては1階はとても無理だよと。2階、3階、4階であればご相談に乗りますということで、現在そういう階に配置していることも。私ども、要望としては1階ですけれども、何もそこにこだわっているということではなくて、とにかく一つでも多く配置をしたいというのが市の根本的な考えでございますので、そのように対応はいたしますけれども。

金澤委員 報告書68ページで防犯関係事業なのですけれども、この中で報告書の事業概要の中で、現在9,152本の防犯灯がありますというふうにあります。なかなか防犯灯はいつも予算が足りなくて、厳しいのが状況なのですが、そこで気になるのが68ページの予算執行率で90.36パーセントということで、何だ、金まだ残っているのではないかというふうな気持ちもしないではないのですが、これが単純に防犯灯の予算が執行されていないのではなくて、何か

別の事業かなと思うのですが、そこいらについてわかれば。特に、この金子駐在所の造成工事が例えば競争の結果、節減できたから残ったのだという、そういうふうな理解でよろしいのですか。

市民部参事兼防災防犯課長 防犯灯につきましては、区自治会からの要望については100パーセント設置ができ、あるいは2分の1の器具の交換等の補助金につきましても、自治会に要望どおりお支払いできたということで、総体的な予算執行の中で残が出たということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

金澤委員 では、具体的にこの10パーセント残ったのは、どこがどう残ったのですか。

市民部参事兼防災防犯課長 一番大きく私どもで認識しているのは、金子駐在所の整備事業で予算執行、入札残というふうに私どもは理解をしております。

安道委員 今の防犯灯の件で関連してなのですけども、各自治会へお願いしているというふうなことで、予算もきちんとやっていますというふうな形で進められていると思うのですが、実態として各自治会などでは、市民の声を聞いて交換というふうな形でやっているのですけれども、高齢化もしていて、結局業者さんへお願いするみたいな形のところも、その自治会なりでいろいろな形でやっているケースもあるのではないかと思うのですが、できなかつたりで。そういうところも出てきていると思うのですが、市がかえって一括してぱっと交換するとかというのが合理的ではないのかなとも思うのですが、そういった検討というのは、各自治会から、

今大変になっていますというふうな声はっていないのでしょうか、交換等について。

市民部参事兼防災防犯課長 一括市が管理して、維持管理もやったほうがよろしいのではないかというようなお声はないのかというふうなことですけれども、私どものほうには、そういう強い要望というのですか、要望というのは来ていませんけれども、ただ自治会としては、今言われるとおり自分たちで例えば保守管理できる場所もあるだろうし、あるいはある業者さんに委託して、市の2分の1補助金もらっていることは確かでございますので、今のところ私どものほうで、設置は市、管理は自治会ということでお願いしていますので、それらについては私のほうに苦情というのは来ておりません。

安道委員 そうしますと、今後はこういったことについても検討していくというふうな点では、課題にはなっていないというふうなことでしょうか。自治会のほうからも、特にそういった要請はないというふうな認識でよろしいのですか。

市民部参事兼防災防犯課長 自治会全般の、さっきの自治文化課ではございませんけれども、いろいろな自治会が行う自治会事業の中の一つということでとらえていまして、今後自治会さんのほうでいろいろな声が出てきたときには、私どもはそれをしっかり受けとめて、研究なりしていかななくてはならないのかなと、そういう認識ではおります。

金澤委員 今安道委員のおっしゃった防犯灯なのですけれども、声なき声

といいますか、一番やはり自治会が望んでいるのは器具交換費の半額補助、これを全額とは言わないけれども、もうちょっと引き上げてもらいたいと。これで財政的に苦しい自治体は、かなりの負担感があつて、なかなか新設の設置もはばかられるというふうな自治会が多いのです。ですから、この器具交換等の半額補助については、予算の関係もあると思いますけれども、3分の2とかという形での引き上げが必要なのではないかと思うのですが、その点についてご見解いかがですか。

市民部参事兼防災防犯課長 器具交換ということで言葉を言っておりますけれども、多くの自治会が点滅灯、夜遅くなりますと、暗くなるついで、朝になりますと消えていくと。あの点滅等が大体補助の申請の中心でございます。そのほかに当然のごとく器具交換、古くなってしまったのを新しくするというところでございますけれども、多くは交換でございまして、今のところその辺についても、私どもとしては2分の1でいいのかなという認識を持っています。

ただ、経年劣化したのが、今後ますますふえてくるということでは考えられますので、それがいつまでもつということではございませんので、永久ということではございませんので、今後のそれは課題というか検討ということで認識しています。

金澤委員 今言ったように、維持管理費が自治会の負担感があるということで、そういう意味で負担、維持管理料の軽減に役立つ省エネで長寿命の新型の防犯灯に切りかえることが、やっぱり環境面から

考えても大事だというふうに、これは認識は多分共通だと思うのです。そういう意味で、今9,152本の防犯灯のうち、そのような省エネ、長寿命型への切りかえはどれくらい進んでいるのでしょうか。

市民部参事兼防災防犯課長 私どもでは、年間予算の範囲内ということで、要望によって六十数本毎年つけていますけれども、それにつきましては旧来の防犯灯ではなく、新しいFHPという形。これについては、従来4,000時間ぐらいの寿命が1万2,000時間ぐらい、あるいは年間の電気料というのですか、それがやっぱり700円ぐらい軽減できるというふうなことで、市が設置するものについては、今委員が言われたようなものを設置しています。

先ほどちょっと話題になりました器具交換の場合につきましては、新しい市と同じようなものをつけてほしいと。これは毎年の連合区長会さんのほうにも出向きましてご説明させていただきまして、その際に2分の1。寿命が長いということで、器具も若干高いですけども、そちらにしていきたいということで、今言われるように環境面あるいは維持管理面からも、私のほうでお勧めしていると。

自治会が昨年来やった、どのくらい自治会さんのほうでやったかと。約30本、旧来の防犯灯から新しい防犯灯にかえた。たまたまたその器具が全く壊れてしまったということで、そのタイミングが来たということでかえたというのもあるのです。

金澤委員 全体で。

市民部参事兼防災防犯課長 全体で。率としては出していませんけれども、
数としては30本ぐらい。

金澤委員 ちょっと済みません。つまり9,152本のうち、現在平成21年度
末でも結構ですし、現在でも結構ですけれども、先ほどFHPと、
インバータータイプの新型の防犯灯に切りかえた数が、実態はど
うですとかお聞きしているのですけれども。

市民部参事兼防災防犯課長 これは、市全体の数でよろしいということで
すか。

金澤委員 そうです。

市民部参事兼防災防犯課長 そうしますと、約250本になりますけれども。

金澤委員 この9,152本のうちの250本ですから、まだまだ数はいかないの
ですけれども、これはあくまでもFHPは、LEDタイプの照明
というのは過渡期かなという気がしないでもないのですけれど
も、LED防犯灯も含めて新型への移行を、予算の許す限り速や
かにお願ひしたいという要望にとどめさせていただいて、終わりに
したいと思います。

山本委員 先ほど、概要説明の中であったとしたら申しわけないのですけ
れども、J-A L E R Tの関係なのですが、この年度でシステム
そろえたのですよね。J-A L E R Tの運用状況がどうなってい
るか、ちょっと確認させていただきたいと思います。ことしどの
ように使われたのか。

市民部参事兼防災防犯課長 ただいまの質疑は、国の運用状況、市の運用。

山本委員 市のほうです。

市民部参事兼防災防犯課長 市につきましては繰越明許ということで、まだ設置をしておりませんので、大変申しわけございません。ご理解をお願いしたいと思います。

山本委員 失礼しました。これからでしたね。済みません。それはそれで結構です。

あと、防災気象情報の関係は平成21年度スタートでしたよね。報告書上がっていますけれども、ホームページ等で防災気象情報載せられて、今私も重宝しているのですけれども、その部分どうなのでしょう。評価の欄を見ていますと、職員さんの参集時間であったり災害対応について云々ということになっているのですが、防災訓練とも絡んできますけれども、この気象情報のシステムというのは、ここのところ雨で川がというふうな話もありましたけれども、実際どのぐらい重宝されているのか。市の職員さんの非常呼集等々の部分の中で、どういうふうに使われているのかご教示ください。

市民部参事兼防災防犯課長 私ども、民間の気象会社から気象情報の提供を数年来受けています。この民間気象会社は、いろいろ私どもの要望も聞いていただきまして、一昨年、昨年と。まず、庁舎の屋上に入間市単独の雨量計をつけていただきました。それにあわせて、今委員が言われたように市のホームページを活用してのホームページを開設、これはすべてその気象会社が運営してもらっている。私どもではなくて。そこに入間市に降った雨量も出るというようなことでやっております。

2点目の、ではそれを用いたことによって、どれだけ市の職員の参集とかそういうものに役に立っているのかということになりますと、私どもいざ災害が発生あるいは災害の発生のおそれがある場合については、その気象情報会社とコンタクトを常にとり、3時間ごとには情報が向こうから来る。ただ、3時間だと遅いということになりますと、私どもが直接気象会社のリスクコンサルタントとコミュニケーション等のやりとりをする中で、市が今ここで何を体制を整えるべきかあるいは体制の解除をすべきかというふうなことで、その判断材料を助言をいただいて、私どもが、副市長初め、その情報をもとに体制をとるということでは、非常に効果がある。

それが、現在職員の時間外、例えば参集をかけましたと。今、どのくらいの参集をかければいいのか。あるいは災害対策を回すのに、どのくらい今残らなくてはいけない。残った人数を気象の変化により、段階的に組織体制を減していく、そういうものにも役立ってしまして、費用対効果から見れば、そういう人件費の面からあるいは職員の勤務状況あるいは職員の疲労度等も、これによって随分改善されているのかなというふうには思っています。

委員長　ほかに質疑ございますか。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ、款2総務費、項1総務管理費、目17防災・国民保護費、目18防犯費、款3民生費、項4災害救助費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 3時40分 休憩

午後 3時41分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目20諸費、項3戸籍住民基本台帳費についての質疑を願います。

横田委員 事項別明細書の103ページ、報告書ですと71ページの市営葬の運営事業についてなのですが、補助金を8万円に対して市で3万円、祭壇を使用したもの、しないものに対しては5万円に対して2万2,000円という補助を出していると思うのですが、合計で約3,300万円ぐらい出している。相当出していると思うのですが、これは所得の制限というか、そういうのはいらないのですけれども、その辺何か理由があったら教えていただければ。

市民課長 この市営葬の運営事業につきましては、一般の入間市在住の亡くなられた方もしくは施主の方が入間市に所在している方が対象になります。所得制限等は設けてございません。というのは、広い意味で市営葬を使う場合は、市民平等の立場でやっているわけなのですが、条件がありまして、火葬場のほうの使用する場所を、中会議室とか小会議室とかという形で、ある程度人数的に少なく抑えているのが現状です。

どうしても大会議室とか使うと、今言った所得のある方で大規

模にやる方は、一応市営葬の会議室を使うことによって、その辺が大体人数でわかりますので、小会議室と中会議室が対象になっていますので、そんな形でうちのほうは一般の市民の方が来られたときに、市営葬をする場合は、こういう条件がありますということを行っているので、対象は全市民が対象になりますので、その辺で一応判断しているつもりです。

横田委員 では、瑞穂斎場の斎場の場所ということですか。

市民課長 はい。

横田委員 では、小に限定というか、そういう感じで、大きくやらない人に対してだけということ。

市民課長 ある程度その辺で一応、どうしても規模が大きくなりますと、それだけ大きな形で所得のいろいろ当然多い方と、そんなふうにみなしていますので、あくまで一般の市民対象である程度の人数、小会議室とか中会議室を使って十分くらいの人を対象にやっているわけです。

金澤委員 項3の戸籍住民基本台帳費に関連してお伺いします。

報告書の73ページです。まず、基本的にお聞きしますけれども、この住民基本台帳カードの交付状況について、平成21年度の目標枚数はどれだけでありましたでしょうか。

市民課長 一応平成21年度の目標枚数は、1,200枚ぐらいということで目標を立てておりました。

金澤委員 そこで、揚げ足をとるようで恐縮なのですが、評価の欄で市民の間に定着していますと堂々と書かれているのですけれど

も、2.8パーセントの普及率で定着するというような評価が本当にふさわしいのかどうか。では、平成20年度の報告書の評価はどうなったかということ、年々交付を受ける者が多くなっていますというような評価になっています。平成20年度から平成21年度のふえ方で、定着するという表現は、何をもって定着というふうに表現されているのでしょうか。

市民課長 一応初年度、平成15年度から住基カードが発行されたわけなのですが、その時点で目標をある程度大きくしまして、1,000枚を目標にその時点では目標として設定して、広報等PRしていろいろやってきたわけなのですが、平成19年度から900台になりまして、平成20年が1,082枚、平成21年度は同じぐらいなのですが、1,079枚ということで、大体1,000枚程度、一応そのくらいの発行数が出ましたので、この3年度を見て定着というふうな表現を使ったわけなのですが。

以上です。

金澤委員 それで、数十万円の費用しかかかっていないけれども、1,000人の方に使われたというのであればわかるのですが、1,000万円からのシステムを借り上げて、総額で決算ベースで1,700万円、累計にすると億単位です。億単位のお金を使って2.8パーセントの普及率しかかないというような状況が、望ましい状況なのかどうかという問題なのです。

私自身は、はっきり言って費用対効果だけを考えれば、これは即座にやめたほうがいいというふうに思いますけれども、今後の

活用方法を期待するからこそ、できるだけもっともっと多くの方にも使っていただきたいし、特に高齢者の方に免許証を廃止、やめて、住民基本台帳カードへの転換もしていただきたいわけなので。その点について以前一般質問でも、無料化とかいうことでいろいろ取り上げさせていただいていると思うのですが、この点について、さらなる普及に向けての努力というか、計画というのはどのようになっていますでしょうか。

市民課長 現在、1枚500円という形で住基カードの場合は手数料取っています。現在、無料化ではございません。それで、無料化は、議員さんがおっしゃったとおり、高齢者の方が大分ここで取得する方が多いので、ことしの4月1日から高齢者の運転免許証の自主返納という形で、支援事業という形で、免許証書きかえのときに身分証明書がわりに改めて住基カードを使ってもらって、免許証を返納するような形になりますので、それを制度を改正しました。それは無料という形で、現在それをやっております。そのほかの部分、今、有料な形になっています。

委員長 ほかに質疑ございますか。ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目20諸費、項3戸籍住民基本台帳費についての質疑を終結いたします。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、目19交通対策費についての質疑を願います。

安道委員 決算書のほうですと88、89のところになるかと思うのですが、

消費生活推進事業ということで、資料のほうでも出されていて、説明のほうでも消費生活相談件数など説明がありました。平成21年度は平成20年度に比べて131件、相談件数トータルで下がっているというふうなことで、この間市民生活が厳しくなっているというふうな状況もある中で、相談件数が下がっているというのは、どう理解したらいいのだろうかというふうなこともありまして、相談件数が下がっているということで、先ほどお話ありましたけれども、どういうふうにとらえているのか、この相談事業全体も含めてお聞きしたいと思います。

市民生活課長 相談件数、お話しのとおり下がっております。それで、中で従来多かった、依然として現状の数は多いわけですが、昨年と比較をいたしまして、運輸通信サービスのワンクリック等での架空請求ですとか、そういったものの件数がちょっと減ってきていると。あと、その他の商品一般、特定できない商品の架空請求の件数が減っているというような状況となっております。

安道委員 この中で金融関係ですか、やはり相変わらず債務関係の問題が依然として多いというふうなことで出ています。こういうのはなかなか、過払いの問題とかも出ているかと思うのですが、こうしたことは解決に向けてきちっと対応していただいていると思いますけれども、どういうふうな形で相談、ほかに振り向けていくとか、どういうふうな体制になっているのか。

市民生活課長 体制につきましては、この期間だけ相談に応じますということではなく、常時そういう多重債務相談に応じておりますし、

また年に1回多重債務の専門的な期間を埼玉県一斉に設けまして、それで当入間市においても、昨年もことしも、ことしこれからですけれども、行っておるところでございます。そして、弁護士会に紹介ですとか、そういったことであっせん等行っておる状況でございます。

安道委員 この辺の分野が相談件数多くなった場合、そういうふうな年1回であったものを、2回、3回というふうに広げて対応していくというふうなことは検討されているのでしょうか。

市民生活課長 多重債務の相談に来られる方は、相談について今月予定しております、産業文化センターで行う予定なのですが、例えばそういう改まった相談会といいますと、なかなか身構えてしまって、ちょっと相談しづらいというような状況も確かにございまして、そういう期間を設けること自体はいいかと思うのですが、それよりはむしろ広報紙等でPRを行って、専門の場所ではなくて、常時行っていますということのPRを強化したほうが、よりよいのかなというふうに考えております。

安道委員 そのように理解しました。私もそう思いました。

それで、この中でレンタルリース、あと賃借部門では借家の相談が多くなっているというふうに出ていますけれども、どういったケースが出てきているのでしょうか、もしあれば。

市民生活課長 借家につきましては、よく敷金、礼金とかございまして、引っ越しをされる場合に、通常一般的な生活をしている汚れ等は、持ち主さんの負担ですとか、借家人の負担ではなく持ち主の負担

であるというようなことで、通常は理解されているところなのですが、中には通常の汚れであっても、住んでいる方が負担をすべきだというようなことの相談をされていることもかなりございます。

安道委員 今、保証人がなかなか立てられなくて、借家を借りるときに困難なケースとかというのでも聞くわけですけども、そういったケースというのは出てきていないのでしょうか。

市民生活課長 保証人の関係は、相談の中では特に見受けられていない状況でございます。

金澤委員 報告書69ページの交通安全施設整備事業についてお伺いします。

厳しい予算の中でも、交通安全施設諸工事費について1,000万円弱ということで、前年並みに確保していただいているのですが、実際に昨年度と比べてみると、道路照明灯設置工事についても結構ふえてはいるのです、設置工事件数については。大変ありがたいことだと思っているのですが、減っているのが道路照明灯の維持管理費ということで、今年度が1,400万円に対して平成20年1,732万3,000円と、約330万円ほど下がっているということですが、これについては電気代が下がったのかなという気がするのですが。ただ、これは定額制になっていますよね。どのような意味で、定額制の単価も下がっているのでしょうか。

市民生活課長 維持管理費でございますよね。もちろん電気料金が下がっております、そのほか道路照明灯の平成20年度と平成21年度を

比較した場合、道路照明灯の点検を3年に1回行っております。
それが平成20年度は行ったのですが、平成21年度は行わなかった
ということが大きい点でございます。

金澤委員 この道路照明灯に関しても、一般質問で取り上げさせていただ
きましたけれども、長寿命で省エネ型の新型の照明に切りかえを
要望したいということと。

あわせて、70ページになりますけれども、自転車駐輪場の管理
業務についてなのですが、市営の無料自転車駐輪場、駐輪場12カ
所の維持管理業務ということでシルバー人材センターに委託して
いると思うのですが、入間市の自転車駐輪場の無料化の方
針は、今後も変わらないという形で考えてよろしいですか。

市民生活課長 この無料自転車駐輪場につきましては、もちろん市有地、
入間市の土地もございまして、かなりの土地がご存じのとおり借
地で運営をしているという状況でございまして、例えば藤沢など
は平成20年の途中で返還をさせていただいたというところでござ
いまして、仮に無料で運営をしていくに際しましても、もちろん
駅の近くでございまして、土地を見つけるのがなかなか大変だ
ということもございまして、まして有料で経営をなさっている方も
もちろんございまして、そういったことでずっと無料で継続で
きるかという、ちょっと難しい問題というふうに、今現在はと
らえております。

金澤委員 今のご答弁の中でずっとは難しいとなると、それは例えばいつ
ごろ審議会にかけて方針を転換していく、検討を始める段階はい

つごろを目標にされているのですか。

市民生活課長 今現在、全部の借地の土地がすぐに借地期間が切れるということにはなってございません。それで、例えば有料で営業なさっている方のお話ですとか、また利用者のお話とかいろいろなことで加味をさせていただいた上で、今後研究なりをさせていただければと思います。

金澤委員 有料がいいのか無料のまま継続していくのがいいのか、ここではそれについての論議は避けたいと思うのですけれども、そこでこの12カ所のうちのシルバー人材センターさんの配置されている詰所というか休憩所、これが余りにも老朽化していて、またことしの夏の猛暑においても、本当に体調を壊すような、ろくな日陰もないような状況で日中も働いていると。そういう問題に対して、市として今後どのように検討されているのでしょうか。

市民生活課長 先ほど申しましたように、借地の部分がございます、なかなか現状は我々も承知しているところなのですけれども、入間市の土地であれば、例えば穴があいて水が漏れているですとか、そういったところを調査をさせていただいて、市有地であれば対応はさせていただければと思いますが、借地につきましては、最終的にはお返しをするときに、更地にして返すというようなお話ももちろんございますので、その辺については十分地権者のお考えもございますので、研究なり相談なりをさせていただければと思います。

金澤委員 ちょっと今のご答弁でよくわからなかったのですが、別に私も

くいを打って構造物を建てて、立派な詰所をつくれと言っているわけではなくて、最低限のきちんとした風通しのいい日陰とか、あとは冬になれば最低限体が暖められるというような詰所、最低限のものでいいとは思いますが、そのような詰所のご検討はされているのですか。

市民生活課長 今現在は、率直に申し上げて検討はしておりません。例えば議員さんがおっしゃられるように、仮に何か設置する場合でも、簡易的なものになろうかと思えます。ただ、そういう場合も地権者からお借りしている以上、地権者のご意向ももちろんございますので、それによって契約期間の例えば短縮ですとか、そういったことになるちょっと問題が生じますので、その辺は慎重に取り扱いたいと思えます。

野口委員 金澤委員の質疑で気になることがありましたので。つまり、現在無料の駐輪場で有料の検討、あくまで検討ということなのですが、そこでちょっと疑問なのは、この無料というのは屋根がなく、かつ自転車をかなり詰めるわけです。ですから、有料という場合の検討というのは、せめて自転車立てというのですか、屋根がなくとも、そういったものを含めての検討なのか、今のままでの検討なのか。そういったことまで含めないと、ただ検討と言われた場合、こちらとしても不安になるので、そこをちょっとお聞かせください。

市民生活課長 先ほどの私のお答え、有料化の検討ということではなくて、有料によって営業されている方が、現実お預かりして、例えば幾

らかなりのお金をいただいて経営をしている方が、駅の近くにいらっしゃいます。そういった方々の意見なども考えをさせていただいて、今現在市営の無料自転車駐車を有料にするということではなくて、そういったことも考えながらということです。

野口委員 それはちょっと言葉として意味がつかめないので、周りの民間の方で有料の駐輪場を運営されている方、特に藤沢ありますね。それとの関係を考慮するということはわかるのですが、それを含めて検討するということは、有料化について検討することなのか、全くしないのか。もしするとすれば、形態についてまで変えるのか。

続けて言いますけれども、今の無料だからすし詰めでもやっているわけで、これを有料化したら、もっと土地がいっぱい要ることになるので、逆におかしな方向に行くのではないかと思っているだけなのです。

市民部長 今、有料化をするか云々という話がございましたけれども、正直市民部の中で、それについて具体的な意味での検討というのはまだしておりません。ただ、議員さんのご質疑が、今後ずっと無料化でいくのかという趣旨でしたので、ずっと永久的ではないのではないですかという趣旨でご答弁させていただいた、そのようにご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

山本委員 循環バスの関係なのですけれども、決算報告書の71ページを拝見しておりまして、まず利用者が6,914人前年と比べて減ってい

るということです。まず、減った要因としてどのようなものが考えられるのか、ご教示いただけますか。

市民生活課長 循環バスにつきましては、ご存じのとおり特別乗車証を発行しておりまして、70歳以上の方については無料でご利用いただいているところです。6,914名の減少のうち約5,200名の方が無料バスによる利用者でございます。ですから、無料バスを使われた方が多く減っているという状況でございます。

山本委員 パスは70歳以上の方に、言い方は悪いですが、あまねくお渡しになっていますよね、今、6,914人延べでバスに乗られる方が減ったという事実があると。何で乗られなくなったのでしょうか。運行日数が減ったわけでもないでしょうし、要因はどんなものでしょう。

市民生活課長 この要因につきましては、なかなかこれだと一つに絞ることはちょっと難しいかと思いますが、主な要因としましては、やまゆり荘へ行かれる方が非常に実際多いわけです。そのやまゆり荘の利用者が、かなり現実入場者数が減っているということで、その辺が大きな要因なのではないかと。それと、先ほどの無料バスの関係と考えておるところでございます。

山本委員 おおむね了解したいと思います。何度か一般質問等々させていただいて、この年度では審議会が実際に動いていた年だったというふうに記憶をしております。一定成果はこの前9月1日にダイヤ改正ということで動いたということになるのですけれども、この期と今までの流れを踏まえて、この先どういう形で運営

していられるのか、今後の方向性についてのお考えがあるところまでで結構ですので、お示しいただけますか。

市民生活課長 ご存じのとおり循環バスにつきましては、昨年新車両を導入いたしましたして、ここで9月で新しく運行コース、進行コースと時間を変更させていただいたところです。その後ということなのですが、まずは皆さんご利用者の意見をお聞きをしたり、または時間帯を変更、路線を変更したことによっての利用者がどのような傾向にあるのかということ、まずは調べさせていただいて、それからというステップになろうかと思えます。

山本委員 余り突っ込んでやり出すと切りがなくなりますので、この程度にしたいと思いますけれども、要は平成24年度には総振の後期の基本計画の切りかえが来ますよね。議会でもそれぞれの議員さんから、いろいろな意見が出ておったというふうに記憶をしておりますし、私も自分なりのお話をさせていただいたわけですが、総振の後期の盛り込みの部分で、恐らくこの事業の性格づけ自体動くかもしれないということなのだろうというふうに認識をしているのですが、そこに向かって市民意見を集めたりいろいろされるというおつもりでいらっしゃるという認識でよろしいわけですか、今後の対応として。

市民生活課長 まずは、変わったことによって検証すべきものであるというふうに、私ども、変えただけでは何ものなりませんから、次の段階に向けての検証をしなければならないというふうに強く考えているところでございます。

委員長 ほかに質疑ございますか。ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、目 19 交通対策費についての質疑を終結いたします。

次に、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 5 国民年金費、目 6 国民健康保険費についての質疑を願います。

金澤委員 説明書の123ページになります。国民健康保険特別会計への繰出金が24億6,000万円ということになっていますが、この24億6,000万円のうち、法定上やむを得ない本来の繰出金の金額は幾らになっておりますでしょうか。

保険年金課長 その他の一般会計繰入金が21億4,536万5,244円……。

〔(法定) と言う人あり〕

保険年金課長 法定ですね。済みません。法定繰入金になります。ちょっと今合計出ていないのですが、保険基盤安定繰入金が1億4,241万4,598円、職員給与費等繰入金が7,155万9,511円、出産育児一時金繰入金が4,509万7,016円、財政安定化支援事業繰入金が5,556万3,631円。

以上でございます。

金澤委員 ちょっと合計してもらえませんか。

市民部長 お手元の決算の216、217ページでございます。これは国保会計でございますから、後ほどといいますか、来週また質疑が行われると思いますが、ここのところに一般会計の繰入金というのがございます。ここに内訳として217ページの右のところのその他一

般会計繰入金というのがあるのですが、これが法定以外でございます。ですから、これ以外は法定というふうにご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

金澤委員 平成21年度は21億円で特別だというふうにご理解しているのですが、通常であれば、この金額がかなり下がると。ある意味12億円下がって考えて、引いて9億円だというふうにご考えてよろしいわけですか。

保険年金課長 確かに、平成21年度当初予算10億円、それから平成20年度の繰り上げ充用金で2億6,000万円、それと今回の今12億円の補正第3号で繰り入れをいたしまして、合計24億6,000万円という形になりました。それで、この2億6,000万円を差し引きいたしますと22億円という一般会計繰入金でございます。それで、今回剰余金が6億8,000万円発生いたしましたので、実際それを差し引きますと15億2,000万円という決算上の数値にはなります。

それで、ちなみに平成19年度が14億5,000万円、それから平成20年度が繰り上げ充用分を含めると13億6,000万円、平成21年度が先ほど申しましたように剰余金差し引き後は15億2,000万円ということで、大体15億円前後の推移を3年間はしているという形になります。

以上でございます。

金澤委員 それで、これについては今現在の与党政権、民主党政権の後期高齢者医療制度のあり方、国民健康保険制度のそれぞれ市町村が

ら広域化の考え方もあると思うのですけれども、そうなったとき、ちょっと先行きわからないのですが、今後この金額というのが、今の現在のまま移行していくというふうな考え方でいいわけですか。

〔(議事進行よろしいですか) と言う人
あり〕

委員長 野口委員。

野口委員 特別会計で歳入歳出、ほかのものも照らし合わせた中での説明でないと、これはわかりにくいので、特別会計でやっていただきたい。つまり、そこを開かないとこちらもわからないので、そこを説明すると特別会計になると思うので、特別会計で説明していただきたいと。でないとわからない。

金澤委員 私が今聞いているのを答えてもらって、私は十分です。

野口委員 ほかの物事の関係が照らし合わせることなく言われてもわからない。特別会計でやってほしいということです。

委員長 今の質疑について、保険年金課長。

保険年金課長 今、議員さんのご質疑は、とりあえず後期高齢者医療制度が平成25年度に移行するという事は決定しました、政権内で。法律案は、これで改正されると思います。それと並行して、国保の広域化というのも一緒に行っております。

その中で、うちのほうで国保連合会を通じまして2つ提案しました。1つが、その主体が県になるのか広域化になるのか、その主体性を1つ明確にしていきたい。

それと、もう一つが、今の各市町村保険者に対して、これ以上の負担を求めないということ、国のほうの確約でやっていただきたいということで、それは要望は出しております。というのは、各市町村、一般会計繰入金がないと、どうしても赤字財政がすべてでございます、埼玉県内は。そうしますと、これ以上一般会計からの繰出金は不可能になってしまいますので、その点を後期医療者制度が今の段階では、大まかですが、国保に算入する。財源は別といたしまして、そこの過程まで来ていますので、あとはその財源について明確にしていきたいということで、お話をしております。

金澤委員 では、私は、今後移行するということで、今後もし仮に法定準備金しか払わないのであれば、国保会計で国保の平均保険税がどれぐらいになるかということについては、特別会計でやろうと思っていたので、余り人の意見に茶々入れないほうがいいというふうに思いますので、以上よろしいですか。

山本委員 非常に基本的なことで申しわけないのですが、国民年金費、国民年金の徴収事務自体は返上して久しいわけで、今国というか年金機構でやっているわけですが、補助金も受け入れて費目が上がっているのですが、今現状どのような仕事をされているのか、業務の概要についてご教示いただいていいですか。

保険年金課長 国民年金の業務につきましては、まず平成21年4月に年金機構という組織の変更がございました。それで、組織の変更に伴っての事務の変更というのはございません。

それで、国民年金というのは、昔機関委任事務が平成14年だったでしょうか、それから法定受託事務に変わりました、そこに大幅な変更がございました。それで、今現在それがずっとつながっているわけなのですが、今現在うちのほうで、市役所のほうでやっているのは、具体的に申しますと、20歳になったとき第1号被保険者になることの受け付け、それから会社を退職したときに第1号の被保険者に入ること、それから配偶者が扶養から外れて、やはり第3号から第1号になった被保険者の受け付け、それから年金手帳を第1号被保険者がなくしたときの、うちのほうでその受け付け、それから65歳になったときの保険者の期間のみの届け出です。これは最低請求になりますから、年金の最低請求。第1号被保険者の場合の最低請求。一切3号期間とか厚生年金のなかった方の受け付けです。

それから、障害になったとき、初診日が第1号被保険者であった場合、国民年金加入中の初診日であった場合、障害基礎年金の請求を受けると。あと、死亡したときに各市町村に届けていただくというような仕事と、あと免除、学生免除と一般免除の申請の受け付けを行っております。

委員長 ほかに質疑ございますか。ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 国民年金費、目6 国民健康保険費についての質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたしますけれども、要するにここで切るか、

それとも福祉部の方々に入っていただくかなのですけれども、どちら。継続したほうがいい方もいらっしゃいますか。山本委員。いいですか。ほかの方もよろしいですか。

〔(異議なし) という人あり〕

△ 延会の決定と次会日程の報告

委員長 この際、お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合によりこの程度にとどめ、延会といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認め、本日の会議はこれまでにとどめ、延会とすることに決定いたしました。

次会の日程について報告いたします。

次会は、21日午前9時30分から会議を開きます。議事日程といたしましては、本日に引き続き、議案第88号 平成21年度入間市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち福祉教育常任委員会所管のものの審査を行います。

△ 延会の宣告（午後 4時24分）

委員長 これで本日の会議を閉じて延会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

決算特別委員会委員長 宮 岡 治 郎